

名古屋市公報	令和元年 5月22日 第 3号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告	示	
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課) (第25号)	4
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第26号)	6
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第27号)	7
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第28号)	8
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第29号)	9
○ 名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について	(住都・住宅管理課) (第30号)	10
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第31号)	11
○ 建築協定の認可	(住都・建築指導課) (第32号)	12
○ 名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について	(教育・科学館総務課) (第33号)	13
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について	(観光・名古屋城総合事務所) (第34号)	14
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課) (第35号)	16
○ 名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出	(住都・市街地整備課) (第36号)	17
○ 建築協定の廃止の認可	(住都・建築指導課) (第37号)	18
○ 建築協定の廃止の認可	(住都・建築指導課) (第38号)	19
○ 建築協定の廃止の認可	(住都・建築指導課) (第39号)	20
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第40号)	21
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第41号)	22

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第42号)	23
○ 軽費老人ホーム名古屋市きよすみ荘の指定管理者の公募について	(健福・介護保険課)	(第43号)	24

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則	(第1号)	26
------------------------	-------	----

上 下 水 道 局 告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第1号)	27
----------------------	-------	----

監 査 公 表

○ 令和元年監査公表	(第1号)	36
------------	-------	----

雑 報

○ 名古屋市議会正副議長の人事異動	(市会・総務課)	144
○ 特別職人事異動	(監査・監査第一課)	145
○ 職員の懲戒処分	(交通・人事課)	146

教育委員会規則のあらまし

- 名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則（第 1号）
 - 1 改正内容
就学援助の種類に卒業アルバム代等を加えます。（第 3条関係）
 - 2 施行期日
令和元年 9月 1日から施行します。

名古屋市告示第25号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和元年 5 月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

見附第一町内建築協定

2 建築協定区域

名古屋市千種区見附町一丁目1番 外

3 縦覧期間

令和元年 5 月14日から同年 6 月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

見附第一町内建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和元年 6 月 11 日（火） 午後 2 時 00 分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所第 18 会議室（名古屋市役所西庁舎 12 階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第26号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和元年 5月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区不老町 1番の一部及び四谷通 1番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定及び盛土

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第27号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

令和元年 5月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市港区潮見町 7番の一部及び30番 1の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第28号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 5月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中川区西日置一丁目 801番

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第29号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第4項の規定に基づき、平成31年名古屋市告示第195号により指定した措置管理区域の一部を解除します。

令和元年 5月16日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区四谷通 1番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第30号

名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和元年 5月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託する事務

名古屋市営住宅等の退去者に係る滞納家賃及び滞納駐車場使用料の収納事務

2 委託の相手方

名古屋市中区丸の内三丁目15番 3号

セントラル法律事務所 弁護士 前川 弘美

3 委託期間

平成31年 4月 1日から令和2年 3月31日まで

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第31号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例第18条の 4第 2項（昭和34年名古屋市条例第15号）の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、告示します。

令和元年 5月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和元年 6月18日、同年11月 3日及び令和 2年 3月18日を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 9時から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第32号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和元年5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

なるこ東地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区鳴子町四丁目58番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第33号

名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和元年 5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

東京都品川区東品川二丁目 3番11号

株式会社 J T B

代表取締役社長 高橋 広行

2 収納委託した使用料

名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 3号）

第12条に規定する観覧券付クーポンを発行する場合の観覧料

3 委託期間

平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで

名古屋市科学館総務課

名古屋市告示第34号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり委託しました。

令和元年 5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した有料公園施設の使用料

名古屋城使用料

2 委託した相手方

名古屋城サービス共同事業体

代表 名古屋市中区新栄町 2丁目13番地

栄第一生命ビルディング 8F

株式会社オムニ

代表取締役 高井 令

構成員 名古屋市中区本丸 1番 1号

一般財団法人名古屋城振興協会

理事長 三輪 友夫

名古屋市東区東外堀町 5番地

株式会社 I . S . P 警備保障

代表取締役 山田 竹雄

3 委託期間

平成31年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第35号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和元年5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
社会福祉法人中部善 意銀行	名古屋市中区三の丸一 丁目6番1号	平成31年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第36号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市中志段味特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

令和元年 5 月17日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
河 本 卓 之	名古屋市守山区大字中志段味字吉田洞2911番地の 813

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第37号

建築協定の廃止の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定により次の建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和元年5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

鳴子東地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区鳴子町四丁目58番 外

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第38号

建築協定の廃止の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定により次の建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和元年5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

鳴子町4丁目（4組）・5丁目（5・6組）区域建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区鳴子町四丁目95番 外

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第39号

建築協定の廃止の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定により次の建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定により告示します。

令和元年5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

鳴子町5丁目東地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市緑区鳴子町五丁目4番 外

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第40号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の8第3項の規定に基づき、当該区域に係る平成26年名古屋市告示第202号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を解除します。

令和元年 5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市緑区森の里一丁目96番 1の一部及び96番 3の一部
- 2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地
名古屋市緑区森の里一丁目96番の一部及び97番の一部
- 3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 ^ひ砒素及びその化合物
 ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第41号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年 5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市西区数寄屋町 403番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第42号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成30年名古屋市告示第234号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和元年 5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目 2番 2の一部、 2番 3の一部、 2番 9の一部、
2番10の一部、 3番の一部、 4番の一部、10番の一部、11番の一部、12番
の一部、12番 1の一部、13番の一部及び14番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第43号

軽費老人ホーム名古屋市きよすみ荘の指定管理者の公募について

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第1項の規定により、軽費老人ホーム名古屋市きよすみ荘の指定管理者を次のとおり募集します。

令和元年 5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市きよすみ荘

(2) 所在地

名古屋市港区秋葉一丁目 130番 2号

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 入所者の入所決定に関する事務

(2) 入所者に対する日常生活上必要な便宜の実施等に関すること

(3) 施設の維持管理及び修繕に関すること

(4) 使用料の徴収に関すること

3 指定管理者の指定の予定期間

令和 2年 4月 1日から令和12年 3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2591

ファクシミリ番号 052-972-4147

電子メールアドレス a2537@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配付期間及び時間

令和元年 5月17日（金）から同年 7月 5日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000117119.html>

(3) 申請書の受付

ア 受付期限

令和元年 7月 5日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡のうえ、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 13 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 1 号

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(11) 卒業アルバム代等

附 則

この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和元年5月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月16日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和元年6月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
港 区	東茶屋一丁目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	東茶屋二丁目		〃	〃
南 区	中 割 町	1丁目 2丁目	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
	氷 室 町		〃	南区忠次二丁目 名古屋市上下水道局 山崎水処理センター
緑 区	左 京 山		〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
名東区	梅森坂一丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

	社 口 二 丁 目		〃	名東区山香町 名古屋市上下水道局 西山水処理センター
--	-----------	--	---	----------------------------------

3 供用を開始する排水施設の位置

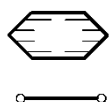
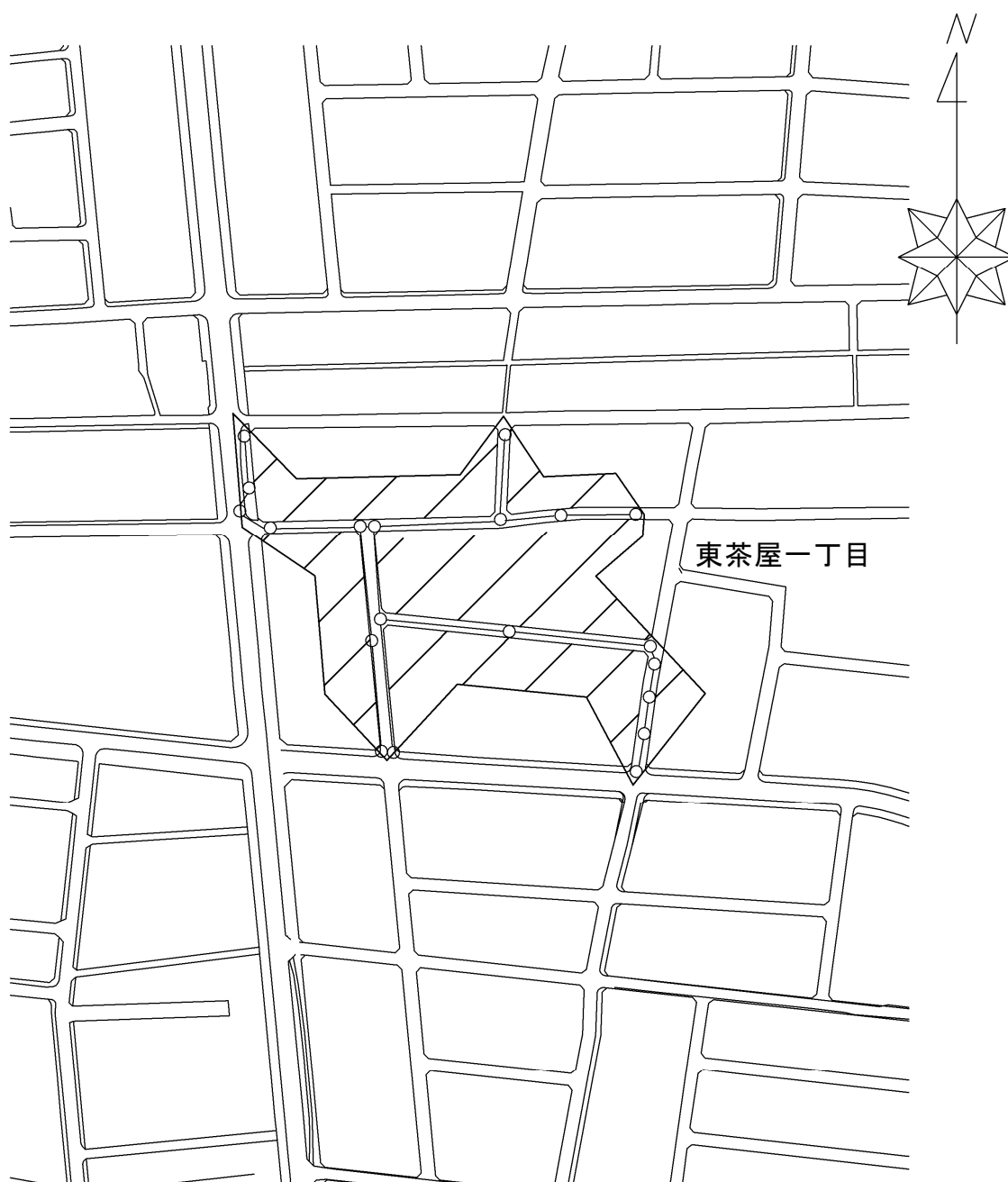
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	南区
分 流 式	港区 緑区 名東区

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1

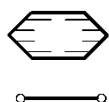


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2

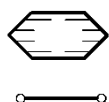


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

南区（合流式）No. 1

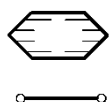
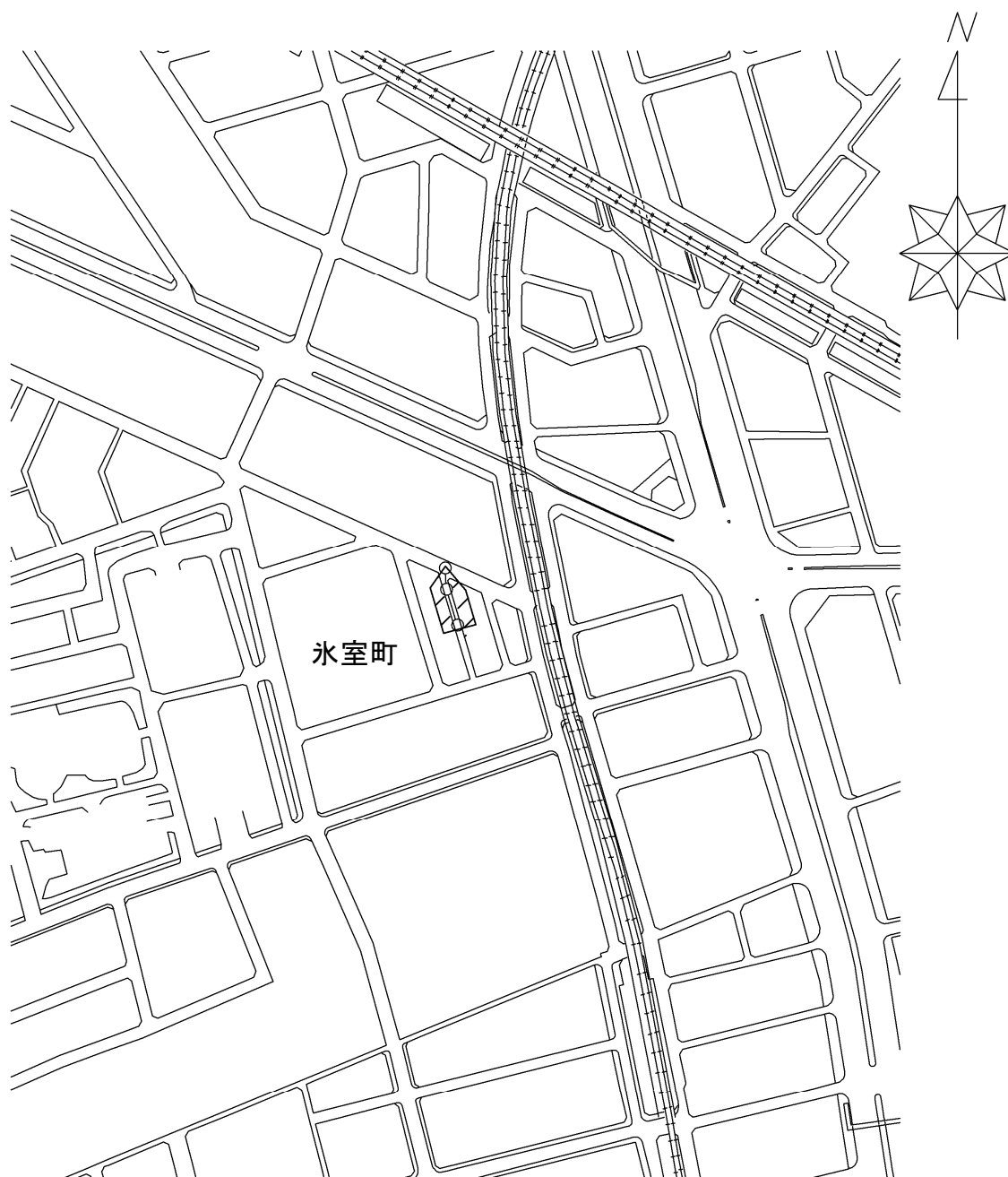


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

南区（合流式）No. 2

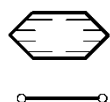


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）

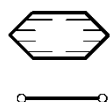


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 1

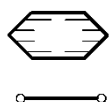
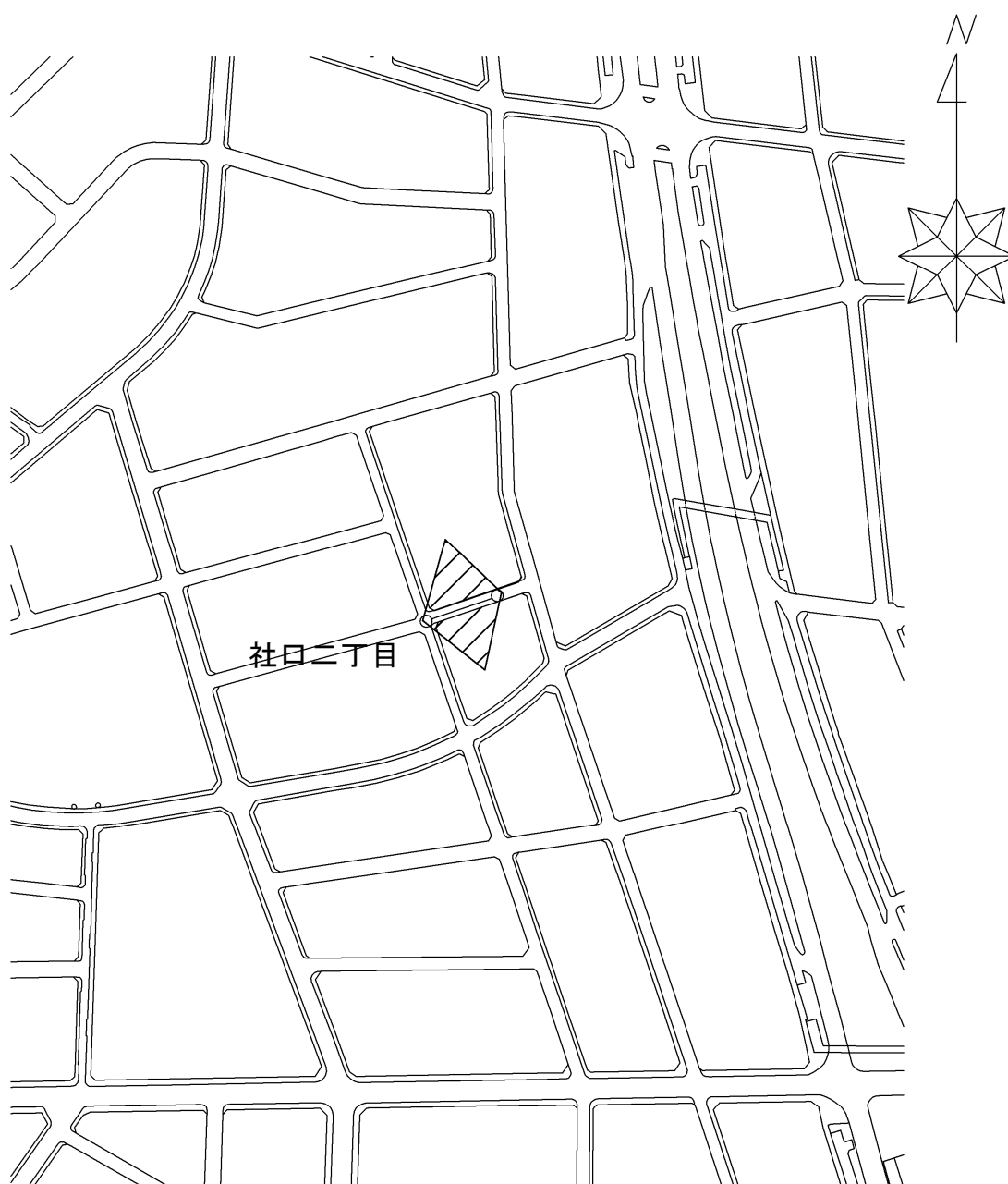


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

名東区（分流式）No. 2



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

令和元年監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき上下水道局、教育委員会、財政局、住宅都市局、交通局、子ども青少年局及び区役所、同条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき名古屋西部ソイルリサイクル株式会社、公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会、公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会、一般社団法人名古屋市歯科医師会、公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会、名古屋商工協同組合協会及び関係する所管局の事務並びに同条第 7 項の規定に基づき社会福祉法人名古屋厚生会、公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会及び名古屋ユースクエア共同事業体について監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和元年 5 月 15 日

名古屋市監査委員	黒 川 和 博
同	小 川 令 持
名古屋市監査委員職務執行者	福 田 誠 治
同	丹 羽 ひろし

監 査 種 別 定期監査（工事監査）

監 査 対 象 上下水道局

監 査 期 間 平成30年 9月18日から
 平成31年 3月20日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、上下水道局における平成29年10月1日から平成30年9月30日までに完了及び平成30年9月30日時点で施行中の工事及び委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,636	70	4.3	137,627	34,793	25.3
委託	991	20	2.0	10,642	422	4.0

監査にあたり、工事においては、設計・施工・検査が適正に執行されているか、また、委託においては、仕様書に基づき業務が適正に執行されているかなどについて、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第3 実 地 監 査

1 監査概要

「名古屋中央雨水幹線下水道築造工事（その 2）」における施工管理について、受注者の技術提案による作業管理及び安全管理が実施されているか、現場で監査を行った。

2 監査事項

(1) 作業管理

シールド掘進時の出水防止対策及び排土量管理対策

(2) 安全管理

深さがある立坑内における安全対策

3 監査結果

現場において、受注者が技術提案した作業管理及び安全管理が適切に実施されており良好であった。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 教育委員会

事務局

総務部

子ども応援委員会制度担当部

学校教育部

教育センター

小学校

中学校

高等学校

特別支援学校

幼稚園

財 政 局

契約部（教育委員会関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成30年 9月21日から

平成31年 4月15日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、教育委員会（総務部、子ども応援委員会制度担当部、学校教育部、教育センター、学校、幼稚園）及び財政局の事務について、主に次表の課室公所を対象として実施した。

区 分		監 査 実 施 課 室 公 所 名	
教育委員会	事 務 局	総務部	総務課、企画経理課、人権教育室、学事課、教育環境計画室、学校整備課
		子ども応援委員会制度担当部	子ども応援室
		学校教育部	指導室、教職員課、学校保健課、稲武野外教育センター、子ども適応相談センター、学校事務センター
		教育センター	
	小学校		千種、なごや、戸田、白水
	中学校		振甫、北陵、山田東、御田、一柳、東港、明豊、大森、大高、高針台、天白
	高等学校		西陵、中央
	特別支援学校		天白養護学校
	幼稚園		大幸、猪高
	財政局	契約部	契約監理課、工事契約課

（注）財政局については、教育委員会関連事務に限る。

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成29年10月1日から平成30年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、学校における経理事務や個人情報等の機密情報に係る

取扱いが適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。特に、学校教育部及び学校等を対象とした前回の監査における指摘事項について、是正改善の措置を講じた旨の通知があったにもかかわらず、今回、同様の指摘が多数あった。今後の事務執行にあたっては、不適切な事例の是正はもとより、同様の事務処理誤りを発生させないことに特に重点を置いて、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 収入事務

給与等戻入金の債権管理について

(2) 支出事務

特別支援教育就学奨励費の支給事務について

(3) 契約事務

物品購入事務についてなど 5項目

(4) 財産管理事務

薬品（毒物・劇物）の保管・管理についてなど 2項目

(5) 行政運営事務

特別支援学校におけるバザー会計の取扱いについてなど 7項目

2 意見

(1) なごや子ども応援委員会の取組みの更なる充実について

(2) 小中学校における適正な事務の執行について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

給与等戻入金の債権管理について

債権管理については、名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則及び債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で取扱いを定めている。債権管理条例等では、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して書面により督促することとされている。

総務課では、給与等について過払いが生じた場合、当該職員に対して返還を求めている。給与等戻入金は非強制徴収公債権であり、時効により債権は5年で消滅する。

総務課における給与等戻入金に関する債権の管理状況について調査したところ、退職した嘱託職員の報酬等に係る戻入金について、文書等で催告は行われていたが、時効中断の効力がある督促状が発付されていなかった事例及び約5年間督促状を発付せず時効完成直前に発付したものの返戻されて到達しなかったため時効が完成していた事例が見受けられた。

総務課に対しては、平成28年5月16日に結果を公表した教育委員会の定期監査（以下「前回監査」という。）において、債権管理条例等に従い債権管理台帳を整備の上、債権回収されたいとの指摘をしたところである。これを受けて、監査委員に対し、再発防止のため、所属内での債権管理条例等の理解を深めるなどの措置を講じた旨の通知があった。

それにもかかわらず、上述の時効が完成していた事例や、督促状が発付されていなかった事例の一部については、前回監査で判明していた事案であって、債権管理に対する意識が全く変わっていないと言わざるを得ず、誠に遺憾である。

総務課においては、債権管理に対する抜本的な意識改革を図り、債権管理条例等に従った適正な事務が組織として継続できる仕組みを構築されたい。

（総務課）

2 支出事務

特別支援教育就学奨励費の支給事務について

本市では、名古屋市立の小中学校の特別支援学級などに就学している障害のある児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給しており、この支給に当たっては、毎年度発出される学事課長名通知及び学校事務の手引き等（以下「学事課長名通知等」という。）に基づき事務が行われている。

学事課長名通知等によれば、支給対象経費は学校給食費、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費等であり、支給対象金額は原則として実費額の 2分の 1である。学校給食費及び学用品・通学用品購入費のうち学校徴収金で購入した教材等については、学校で計算等の事務を行うこととされている。また、学用品・通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、領収書等を保護者から徴取することとなっている。なお、インターネット購入により領収書等がない場合については、納品書やクレジットカード利用明細書等でこれに代えることができる。

この支給事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 学校給食費について、台風で給食の実施がなかった 2日分を実施回数に計上したため、過大に支給されていたもの
 - イ 学用品・通学用品購入費について、学校徴収金で購入した実習の材料費等を計上しなかったため、過少に支給されていたもの
 - ウ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、インターネット購入による納品書等が貼付されていた学用品・通学用品を、必要書類がないものとして支給対象から除外したため、過少に支給されていたもの
 - エ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費について、支給年度の 4月までに購入したものが支給対象とされているにもかかわらず、対象期間外の 5月に購入された通学用品を支給対象に含めて請求手続が行われていたもの
- なお、支給対象外とすべき経費を除いても支給限度額を上回っているため、結果として支給金額は同額であった。

特別支援教育就学奨励費については、平成30年 4月に保護者からの指摘により支給誤りが発覚したことを受けて、学事課が市内全小中学校に対し、平成29

年度の支給事務に誤りがないか調査を実施しているが、今回の監査で発見された事例は、その際報告がなかったものである。また、再発防止策として各学校に注意喚起を図り、正しい処理を徹底するとしていたが、注意喚起後に行われた事務についても誤りが見受けられた。

学事課においては、各学校で同様の事務誤りが発生していないか、複数人によるチェックが行われているか、改めて全校調査を行うとともに、各学校への指導を徹底されたい。

また、各学校においては、学事課長名通知等に従い、適正な特別支援教育就学奨励費の支給事務を行われたい。

(学事課、千種小学校、振甫中学校、一柳中学校、明豊中学校、大高中学校)

3 契約事務

(1) 物品購入事務について

名古屋市会計規則、名古屋市契約規則等に基づけば、原則として、随意契約により物品を購入する際の事務の流れは、見積書の徴取、購入に係る決裁、契約、納品、契約相手方からの請求、支出命令の順となる。

随意契約による物品の購入事務について調査したところ、なごや小学校及び北陵中学校において、見積書、購入に係る決裁書類及び納品書の日付の前後関係が逆転しているなど、納品後に見積書の徴取や購入に係る決裁手続が行われている事例が見受けられた。

このような状態では不適正な経理処理の再発にもつながるおそれがあることから、なごや小学校及び北陵中学校においては、組織としてのチェックを徹底し、正しい手順を遵守した物品購入事務を行われたい。

(なごや小学校、北陵中学校)

(2) 競争性のある契約の実施について

地方自治法等により、地方公共団体が締結する契約は原則として競争入札によることとされ、随意契約によることができるのは、予定価格が少額の場合など、例外的な場合に限られている。本市において、財産の買入れの契約で随意契約によることができる場合は、名古屋市契約規則により、予定価格が 160万

円を超えない場合とされている。

また、随意契約を行う場合には、原則として 2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。ただし、名古屋市契約規則及び名古屋市契約事務手続要綱（以下「契約規則等」という。）の規定により、予定価格が30万円以下の場合や、地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 3号に基づいて障害者就労施設等から物品の買入れ又は役務の提供を受ける契約（以下「3号随意契約」という。）を締結する際に、履行可能な者が 1者しかいない場合等においては、契約をしようとする者からの見積書のみによることができる。

ア 入札の実施について

中央高等学校において、同一仕様のパソコンの購入について、契約時期が近接した 2回の随意契約を、同一業者とそれぞれ個別に行っていた。この契約を合算すると、予定価格が 160万円を超えていた。

中央高等学校においては、経済性の観点から、個別になされていた契約を一つの契約にまとめて入札を実施されたい。（中央高等学校）

イ 2人以上の者からの見積書の徴取について

子ども応援室において、予定価格が30万円を超え、3号随意契約に該当する契約を締結する際、他に履行可能な障害者就労施設等があるか十分な確認を行わないまま、見積書の徴取を 1者のみとしていたものが見受けられた。

子ども応援室においては、経済性の観点から、契約規則等に基づき、見積書の徴取を適正に行われたい。（子ども応援室）

(3) 随意契約を締結した場合における公表について

名古屋市契約事務手続要綱に基づき、地方自治法施行令及び名古屋市契約規則の規定により予定価格が一定の金額の範囲内の場合に行うことのできる随意契約以外の随意契約を締結した場合には、契約相手方の選定理由等について公表することとされている。

随意契約の公表の状況について調査したところ、教職員課では、教職員の健康診断に係る契約が入札不調となった場合などにおいて随意契約を締結しているにもかかわらず、公表手続が行われていなかった。

教職員課においては、契約事務の透明性を確保するため、名古屋市契約事務

手続要綱に基づき適正に公表手続を行われたい。

(教職員課)

(4) 契約の履行状況の確認を行うための必要書類の徴取について

業務委託などの契約では仕様書で業務内容や手順が定められており、契約の適正な履行を確認するため、必要に応じて契約相手方の業者にあらかじめ履行の計画や実施体制などの書類の提出を求めている。

契約事務について調査したところ、子ども適応相談センターにおける空調保守業務委託契約について、仕様書で求めている業務日程表や業務委託実施体制届等の提出を受けておらず、業務遂行の工程や業務責任者が書面により確認できない状態となっていた。

仕様書で必要としている書類の徴取が徹底されていない状況では、契約の履行状況を適正に確認することはできないことから、子ども適応相談センターにおいては、必要書類を確実に徴取されたい。(子ども適応相談センター)

4 財産管理事務

(1) 薬品（毒物・劇物）の保管・管理について

毒物や劇物（以下「毒劇物」という。）については毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）等や文部科学省からの通知において、盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じること等が定められている。

これらに基づき、教育委員会では、学校における毒劇物について、「理科薬品の取扱要領」を作成し、薬品台帳を作成して数量を管理することや、毒劇物とそれ以外の薬品を区分して保管することを定めている。

また、前回監査の指摘を受け、「校内における定期的な薬品（毒物・劇物）の点検について」（平成29年教育委員会指導室長・学事課長名通知）では、学期末や年度末における理科薬品（以下「薬品」という。）の保管・管理状況の点検方法等を示しており、特に年度末については、校長・教頭・学校事務職員・理科主任の 4者のもと、「薬品（毒物・劇物）点検表」等を使用し、毎年度、不用な薬品がないか、毒劇物の保管庫の表示がされているかなどについて、改めて点検を行うこととしている。

学校等における毒劇物の管理状況について調査したところ、以下のような事

例が見受けられた。

ア 劇物について、薬品台帳に記載された数量と実際の数量が異なっていたもの
(教育センター、振甫中学校、一柳中学校、高針台中学校)

イ 毒物である水銀が入っている容器に毒物である旨の表示をせず、これを毒物の表示がされていない保管庫に一般薬品と区分することなく保管していたもの
(振甫中学校)

ウ 「薬品(毒物・劇物)点検表」等を使用した点検が行われておらず、必要な項目について点検したかどうか不明だったもの
(なごや小学校、戸田小学校、一柳中学校、大森中学校、高針台中学校)

学校における毒劇物の管理については、これまでも教育委員会の定期監査において再三指摘しているところである。毒劇物の盗難や紛失、誤使用を防止するため、教育センター及び各学校においては、法令等を遵守して適正な管理を行われたい。

また、学事課及び指導室においては、これまでの定期監査の指摘に対する措置の効果について改めて検証し、より効果的な方策を実施されたい。

(学事課、指導室)

(2) 備品の管理について

名古屋市会計規則(以下「会計規則」という。)に基づき、備品^(注)については、物品管理システムに登録して常に使用状況を明らかにしておかなければならず、老朽・破損・交換等により今後使用しない場合には不用の決定など所定の手続を経た上で廃棄等を行う必要がある。

物品管理システムに登録された情報をもとに、各学校における備品の管理状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 寄附により受け入れたが、物品管理システムに登録されていなかったもの
(なごや小学校、振甫中学校、天白中学校)

イ 不用の決定等の手続を経ることなく廃棄が行われていたもの
(御田中学校、大森中学校)

前回監査においても、他の学校に対して同様の指摘をしたところであり、財産を適正に管理するため、各学校においては、会計規則に基づいた備品の管理を徹底するとともに、学事課においては、改めて各学校を指導されたい。

(学事課)

(注) 会計規則上の備品とは、その品質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用でき、かつ、その価格が市会計管理者の定める価格以上の物品及び美術工芸品である。

5 行政運営事務

(1) 特別支援学校におけるバザー会計の取扱いについて

名古屋市立の特別支援学校高等部においては、将来の職業生活や社会自立に向けた作業学習（製品の製作・販売等）を実施しており、この作業学習で製作した製品を、毎年、開催するバザーの中で保護者や近隣の住民等来場者に販売している。

製品の製作・販売にあたっては、バザーの売上を、次年度の製品の原材料等購入費に充てることとしており、作業学習担当教員が授業に伴う校務として出納を取り扱っている。

天白養護学校においてバザーに係る会計の取扱いについて調査したところ、原材料等の購入時の校長等による決裁が行われていなかったほか、売上金の全てを一旦金融機関に預けるも、その後全額を払い出して現金で保管していた。

リスクの高い現金の取扱いに関する事務であることから、他の特別支援学校の事務処理状況についても確認したところ、一部の特別支援学校では、天白養護学校と同様に、購入時の校長等による決裁が行われておらず、また、売上金を現金で保管している状態であった。

また、天白養護学校を含む全ての特別支援学校において、バザーに係る会計の事務は作業学習担当教員のみで行われており、複数の教職員による納品確認、校長等による帳簿類の確認が行われていないなど不適正な経理処理が発生するリスクが存在していた。

学事課及び指導室においては、各特別支援学校とも十分に調整した上で適切

な事務が執行できるよう事務手続を定めるとともに、各特別支援学校においては、当該事務手続に基づき、適切な事務を執行されたい。

(学事課、指導室、各特別支援学校)

(2) 学校給食施設における衛生点検について

文部科学省が定める学校給食衛生管理基準では、学校給食法（昭和29年法律第160号）の趣旨を踏まえ、学校給食における衛生管理の徹底を図るための重要事項について示されている。

本市ではこの基準をもとに学校給食における衛生管理と安全の手びき（自校調理校版）（以下「手びき」という。）を作成しており、これに基づき各学校において、学校給食施設等の定期検査が行われている。手びきによれば、年3回、各学期1回ずつ行う学校給食施設等の検査は、定められた検査票を用いて、学校薬剤師により実施することとされている。

当該検査の実施状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 検査が年3回、各学期1回ずつ実施されていなかったもの

(なごや小学校、戸田小学校)

イ 検査票に日付や実施者名等が記載されておらず、学校薬剤師等の執務記録簿にも記録がないため、適正に実施されたことが書面上確認できなかったもの

(白水小学校)

前回監査においても、他の学校に対して同様の指摘をしたところであり、安全な給食の実施のため、各学校においては、手びきの定めに従い、確実に検査を実施し、記録されたい。

また、学校保健課においては、速やかに各学校の検査結果を確認し、確実に検査が実施されるよう指導を行われたい。

(学校保健課)

(3) 情報の保護及び管理の方法に関する定めについて

名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則によれば、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護

及び管理の方法を定めることとされている。

これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課室公所長（学校にあっては校長）が定めている。

情報に関する定めについて調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 平成29年 4月に総務課から各学校宛てに、機密情報の漏えい等又はその兆候を発見した場合における校長への報告義務を明文化する旨等の改定依頼が行われているにもかかわらず、その改定が漏れていたもの

（中央高等学校）

イ 学校で所管する全ての文書簿冊について保管場所を定める必要があるが、一部しか定められていなかったもの

（千種小学校、白水小学校、北陵中学校、一柳中学校、東港中学校、大森中学校、大高中学校、高針台中学校、天白中学校、西陵高等学校、中央高等学校、大幸幼稚園、猪高幼稚園）

ウ 保管・保存する文書簿冊に機密情報を含むかどうか記載されていなかったもの

（子ども適応相談センター、一柳中学校）

子ども適応相談センター、各学校及び各幼稚園においては、適正な内容となるよう情報に関する定めを改定されたい。

（4）行政文書の作成について

名古屋市情報あんしん条例施行細則では、行政文書はその保存期間が満了する日までの間、適正かつ確実に利用できる状態で保存しなければならないと定めている。

行政文書を調査したところ、教育センター、千種小学校、一柳中学校及び大高中学校において、温度変化により無色となるインキを用いたボールペン（以下「消せるボールペン」という。）を書類の一部に使用している事例が見受けられた。

消せるボールペンについては、「行政文書の作成における不適当な筆記具の

使用について」（平成25年総務局総務課長名事務連絡）により、行政文書の作成における使用を厳に慎むよう注意喚起がなされた。しかし、その後も他の局区の監査において使用が見受けられ、再三指摘してきたところである。

行政文書の作成に当たっては、消せるボールペンを決して使用しないよう徹底されたい。（教育センター、千種小学校、一柳中学校、大高中学校）

(5) 給食費等の学校徴収金の管理について

学校では、直接、児童・生徒等に還元される給食、補助教材などに要する費用に充てる金銭を保護者から徴収しており、その取扱いにあたっては、学校徴収金マニュアルに基づいて、公金と同様に適正に管理することとされている。

学校徴収金マニュアルでは、現金により納入された場合は領収書を交付し控えを保管すること、返金した場合は領収書を保護者から受け取り保管すること、保護者への会計報告を行うこと等を定めている。

このうち給食費については、毎年度、学校保健課より「給食会計事務について」及び「中学校におけるミルク代金の会計事務について」という通知が発出されており、給食費に係る出納を記帳する給食会計簿等を作成すること、給食会計について年度末に保護者代表から監査を受けることとされている。

なお、ミルクの単価には円位未満の端数があり、保護者からの徴収については生徒ごとに、納入業者への支払については学校全体でそれぞれ本数を集計し、これらに単価を乗じて得た額を端数処理しているため、徴収額が支払額を上回る。この差額は、ミルク代金の支払のための振込手数料等に充てることとされている。

給食費等に係る管理の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア ミルクの発注本数の管理及び給食会計簿等の作成などを適正に行うべきものの

平成29年度のミルク代金に収支不足が生じていた。これは、校外学習などに伴い納入業者へのミルクの発注本数を減らすべきところ、これを失念していたためと考えられるとのことであった。また、給食会計簿等が作成されおらず、校長等による会計検査や保護者への会計報告も行われていなかった。

(山田東中学校)

イ 給食会計簿に誤りがあるもの

給食会計簿に記載漏れや金額誤りが散見され、会計に使用している預金通帳と出納が一致しなかった。
(白水小学校)

ウ 簿外管理の現金を保管していたもの

ミルク代金の徴収額と支払額との過去からの差額 7万円余について、平成28年度から平成29年度への繰越金として処理すべきところ、その記載がなく簿外管理となっていた。この繰越金は、平成29年 9月に正規の支出手続によることなく銀行口座から引き出され、平成30年11月の実地検査当日まで職員室の金庫に現金で保管されていた。
(御田中学校)

エ 給食会計簿等について保護者代表による監査を受けていなかったもの

(千種小学校、なごや小学校、白水小学校)

オ スクールランチ等の代金を保護者に返金した際に受け取った領収書を保管していなかったもの
(御田中学校)

各学校においては、学校徴収金マニュアル及び学校保健課からの通知に従い、適切に給食費等の学校徴収金を取り扱われたい。

(6) 出張に係る自動車使用登録の申請及び承認について

本市では、小中学校の教員等が自家用車により出張する場合、「教育公務員が自動車により出張する場合の取扱い」(平成28年総務局長名通知)(以下「総務局長名通知」という。)により、あらかじめ校長(幼稚園にあつては園長)に対し、自動車使用登録申請書により使用登録を申請するものとされている。この登録に当たっては、自動車車検証の写し、任意保険の保険証券の写し及び運転免許証の写しを添付することとされている。また、登録の有効期間は、校長による承認を受けた日から1年以内とされている。

出張命令簿及び自動車使用登録申請書について調査したところ、以下のようない事例が見受けられた。

ア 自動車使用登録申請書が提出されていなかったもの

(戸田小学校、白水小学校、振甫中学校、高針台中学校、中央高等学校)

イ 校長による承認が行われていなかったもの

(戸田小学校、振甫中学校、大高中学校)

ウ 任意保険の保険証券の写しが添付されていなかったもの (大幸幼稚園)

自動車使用登録申請書等が提出・承認されていない状況では、職員が有効な免許証を保有しているか、賠償額が無制限の任意保険に加入しているかなどを確認することができないことから、各学校及び大幸幼稚園においては、総務局長名通知に従い、自動車使用登録申請書等を確実に提出させ、承認されたい。

(7) 外部記録媒体の取扱いについて

本市では、「外部記録媒体の取り扱いについて」(平成24年電子情報保護統括管理者(総務局企画部長)名通知)により、外部記録媒体の必要性、その保有数が適切かを見直し、やむを得ず外部記録媒体が必要な場合に限り利用基準を定め、許可した外部記録媒体については例外的に利用を認めるものとされている。

外部記録媒体の利用管理について調査したところ、御田中学校及び大森中学校では、多数のUSBメモリを保有し、教員一人に一つずつ割り当てて利用させていた。

各学校には学校事務サーバーも設置されており、業務上のファイルを保存することができることから、USBメモリの必要数を早急に見直し、必要最小限の保有とされたい。

(御田中学校、大森中学校)

第4 意 見

1 なごや子ども応援委員会の取組みの更なる充実について

教育委員会では、平成26年度から子ども応援委員会を設置しており、市内を11ブロックに分け、それぞれの拠点となる中学校を中心に常勤のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置し、子どもと普段から関わりながら教員と協働し、子どもが抱える問題の早期発見や個別支援などを行っている。

具体的には、子どもやその保護者、教員からの相談等を受け、聞き取り・行動観察・面談などにより情報を収集し、教員を交えた校内ケース会議の場で支援方法を提案して子どもごとの目標と対応方針、学校との役割分担を明確にし、それを基に子どもへのカウンセリング、家庭訪問などを行っている。また、学校で対応するだけでは十分でない場合は、区役所等の関係機関とも連携した対応を行っている。

相談等の対応件数については、設置当初の平成26年度の 2,695件から平成29年度には16,581件、平成30年度では 1月末現在で20,710件と大幅に増加しており、子どもが親や先生には話せなかった悩みを、子ども応援委員会のスタッフには相談できたという例がみられるとともに、子どもの不登校や精神的不安が解消・軽減されるという効果を上げている。

しかし、どういった対応方法が効果を上げたのかという分析は各ブロックで行われるにとどまり、教育委員会全体として子ども応援委員会の取組みを分析することは行われていなかった。また、ブロックの枠を超えて効果を上げた事例を共有する機会も十分にあるとはいえない。

平成31年度には常勤のスクールカウンセラーが全中学校へ配置されるなど体制が順次強化されているが、これまで蓄積したノウハウを子ども応援委員会のスタッフ全員で共有して活用していくことが、今後ますます重要になってくると考えられる。

さらに、対外的な情報発信についてみると、子ども応援委員会の制度の概要や職員構成、職務内容等を本市の公式ウェブサイトやリーフレット・チラシな

どで紹介してPRに努めているが、子ども応援委員会の取組みが効果を上げた事例など具体的な取組み内容について、市民の方々に向けて直接情報発信することは十分には行われていないと思われる。もちろんプライバシーの観点から取扱いは慎重にすべきではあるが、具体的な取組み内容やその効果に関する情報発信は、子どもが抱える問題を新たに相談するきっかけづくりとなるとともに、子ども応援委員会の意義が市民の方々に浸透することで、地域全体で子どもを支援していく、ひいては子ども応援委員会が市民の方々から応援される立場になっていくという大きな広がりにつながると考えられる。

教育委員会においては、設置後 6年目を迎えた子ども応援委員会のこれまでの取組みを分析・検証して今後の取組みの更なる充実に活かすことと併せ、積極的な情報発信の方法についても検討し、「日本で 1番子どもを応援するマチナゴヤ」として、子ども一人ひとりの成長過程に合わせた継続的な子どもの支援を推進されたい。

2 小中学校における適正な事務の執行について

教育委員会では、小中学校の学校事務職員が原則一人配置であることから、経験の少ない学校事務職員を支援するため、平成22年度から、概ね 2つの中学校とその区域内の小学校を単位として全小中学校を55ブロックに分け、事務の学校間連携を実施しており、その枠組みを活用して、ブロック内で学校事務職員を中心として経理関係の書類の相互点検を実施している。さらに、平成29年4月からは、学校事務の改善を担当する主査を全市で11名配置して巡回指導を行うなど、各学校の学校事務の改善に向けた取組みを進めているところである。

また、教育委員会として、教職員課、学事課等により、小中学校等に対して経理事務や薬品の管理等についての内部監査を実施している。

しかしながら、今回の監査では、給食費等の学校徴収金や備品、薬品の管理について、これまで繰り返し指摘してきた事項と同様の事務誤りが多くの小中学校で見受けられた。

そこで、学校間連携における書類の相互点検の実施状況を確認したところ、教育委員会が作成したマニュアルでは、相互点検の方法として、ブロック内で月 1回定例点検することなどが示されているものの、実施は義務付けられておらず、各学校の実情に応じて点検を実施する取扱いとなっていた。そのため、平成27年度以降一度もブロック内で点検を実施していない学校、給食会計簿などの教員が作成している書類は点検対象としていないブロックが見受けられた。

また、内部監査については、平成28年度に備品及び薬品の管理にテーマを絞って実施され、一部で不備が見受けられたという結果が各学校に周知されているにもかかわらず、今回の監査でも同様の事務誤りが見受けられた。

教育委員会においては、今回の監査の指摘事項を各学校全ての教職員で共有することはもちろん、研修等を通じて意識改革を図られたい。また、全市的に内部統制体制の整備が進められている折、各小中学校の校長においては、学校間連携による書類の相互点検の確実な実施を始め、組織として事務のチェック機能が働くよう率先して取り組み、適正な事務の執行を確保されたい。

監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査

監 査 対 象 住宅都市局
財政局契約部（住宅都市局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成30年 9月14日から
平成31年 4月15日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、住宅都市局における平成28年10月1日から平成30年9月30日までに完了及び平成30年9月30日時点で施行中の工事及び委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,390	98	7.1	108,919	20,209	18.6
委託	1,364	16	1.2	5,696	504	8.9

監査にあたり、工事においては、設計・施工・検査が適正に執行されているか、また、委託においては、仕様書に基づき業務が適正に執行されているかなどといった視点に加え、工事の安全に配慮した適切な工事監理が実施されているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載

した。

1 指摘事項

(1) 設計

建築工事における公衆災害の防止についてなど 2項目

(2) 施工

接地工事における接地線の保護についてなど 3項目

2 実地監査

東部医療センター新病棟改築工事

3 意見

実効性のある再発防止策の実施について

第3 指 摘 事 項

1 設計

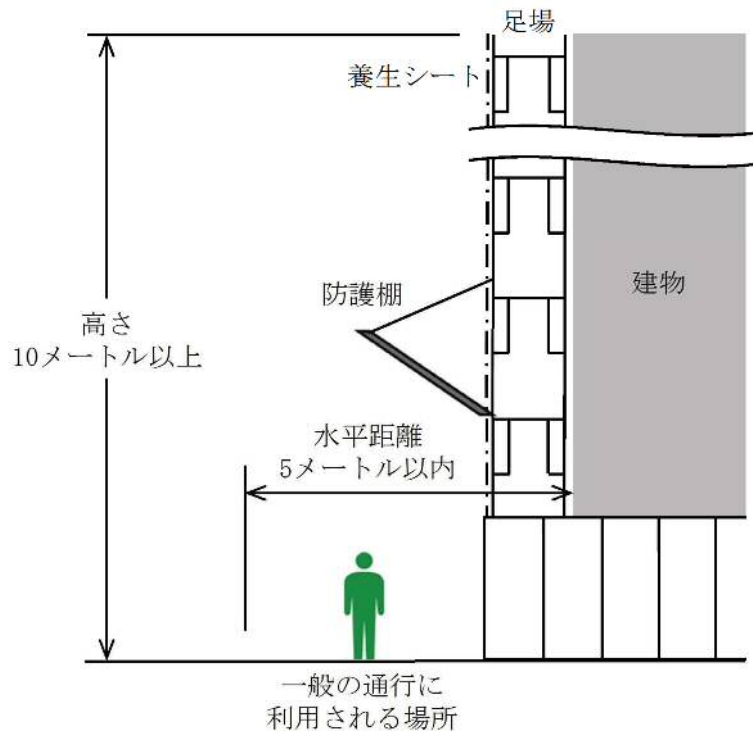
(1) 建築工事における公衆災害の防止について

建築工事にあたり、工事関係者以外の第三者に対する危害及び迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（建設省通達。以下「要綱」という。）に基づくこととしている。要綱では、建築工事を行う部分から水平距離 5メートル以内の範囲に一般の通行に利用される場所などがあり、かつ建築工事を行う部分が地盤面から高さ10メートル以上の場合は工事中の落下物による公衆災害を防止するため、足場を養生シートなどで覆ったうえで防護柵^(注)を設けることと定めている。

「総合体育館レインボープール外壁改修工事」では、総合体育館の研修棟の外壁を改修する建築工事にあたり、地盤面から高さ10メートル以上の部分で工事を行う設計となっていた。施設を使用しながら行う工事であったことから、安全に利用できるよう配慮されているか工事写真などで確認したところ、工事

を行う部分から水平距離 5メートル以内にスロープなど一般の通行に利用される場所があったが、設計では、工事を行う際に設けた足場に、要綱に基づく防護柵を設けておらず、養生シートで覆うのみとしていた。

建築工事を行う部分から一定の範囲内に一般の通行に利用される場所がある場合は、工事中の落下物による公衆災害を防止するため、要綱に基づき防護柵を設けるよう安全対策について適切に設計されたい。（住宅・教育施設課）



安全対策のイメージ図

(注) 防護柵

建物の工事において、資材等が落下し、通行する人などに危害を加えないよう足場の外側に取り付ける鋼板等で構成された部材

(2) 法面緑化工における植生工の工法選定について

土木工事においては、緑政土木局が作成している土木工事標準仕様書に基づくこととしており、その仕様書では公園緑地工事における法面^{のりめん}（注1）工事について切土工・斜面安定工指針（公益社団法人道路協会発行。以下「安定工指針」という。）によることと定めている。安定工指針では、法面緑化工のうち法面に植物を生育させて浸食を防止する植生工を行う場合は、設計時に土壌、

周辺植生などの地域環境の調査及び施工時に法面勾配や土壌硬度などの調査を行うことと定めている。また、植生工には導入する植物や法面の諸条件に応じて種々の工法があり、各工法の特徴と留意事項を勘案して適切な工法を選定することとしている。

「下志段味第14号公園（仮称）始め 2公園築造工事」では、下志段味第12号公園（仮称）の敷地内の造成に伴い法面の浸食を防止するために植生工を行っていた。法面の浸食を防止する対策について、安定工指針に従うという認識がなかったため、調査や工法の検討を行うことなく、切土及び盛土の法面全てにおいて、主に盛土の法面に用いられる種子散布工^{（注2）}で設計していた。工事完了後、約1年を経過した現地の状況を確認したところ、切土の法面では、大部分の範囲において植物が生育していなかった。



現地の状況

植物が生育していない切土の法面については、表土の浸食が生じないよう適切な対策を講じられたい。また、法面緑化工における植生工の工法選定にあたっては、安定工指針に基づき確実に調査を行い、法面などの諸条件に応じて工法を検討し適切に設計されたい。（街路計画課）

（注1）法面

現地盤を切り下げる切土又は土を盛り立てる盛土に形成された人工斜面

（注2）種子散布工

種子・肥料・養生材・粘着材等を吹付機で散布する工法で、主に盛土の法面に用

いる。

2 施工

(1) 接地工事における接地線の保護について

電気工事においては、国土交通省監修の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「電気工事仕様書」という。）などに基づくこととしている。電気工事仕様書では、接地線^(注)を設置する工事にあたり、地表面より上部 2.5メートル及び地表面より下部0.75メートルまでの部分は、十分な絶縁と損傷防止のため、硬質ビニル管などで保護することと定めている。また、工事の施工によって不可視となる部分がある場合は、工事完了後に適切に施工されたことが確認できないため、特に工事写真を撮影するなど記録を整備することと定めている。

「西区役所非常用発電機改修工事」では、地表面より上部 2.5メートル以内に設けられた非常用発電機の給油設備に、接地線を設置する工事を行っていた。現地の状況を確認したところ、地表面から給油設備までの部分は、接地線が硬質ビニル管などで保護されていなかった。また、地表面より下部0.75メートルの部分は不可視であったが、工事写真などが記録されておらず適切に施工されているか確認できなかった。

当該接地線を保護するよう改善工事を実施されたい。また、工事監理を行う職員は接地工事における現場の施工状況を適時確認し、工事の施工によって不可視となる部分がある場合は、工事写真を撮影するなど記録を整備するよう受注者を指導されたい。（設備課）

なお、住宅都市局においては、指摘に基づき平成31年 1月までに当該接地線を保護する改善工事を実施した。

（注）接地線

電気機器から漏電した電気などを安全に地中に放電するための電線

(2) 非常用発電機の燃料配管における圧力試験について

電気工事においては、電気工事仕様書などに基づくこととしている。電気工事仕様書では、ディーゼル発電設備用の燃料系統の配管において、施工した管

に燃料の漏れがないか確認する圧力試験は、その配管の最大使用圧力の 1.5 倍の圧力値で行うことと定めている。

「市東庁舎非常用発電機取替工事」では、非常用発電機の取り替えに伴い、燃料貯蔵槽及び燃料小出槽^(注)を設置し、その二槽の間をつなぐ配管及び燃料を送油するためのポンプを設置する工事を行っていた。本件工事はディーゼル発電設備用の燃料系統の工事であったことから、その配管に行う圧力試験の圧力値について確認したところ、当初の施工計画では、大気圧を考慮した 0.2 メガパスカルで行うこととしていた。しかし、その後仕様変更を行ったため、最大使用圧力が 0.5 メガパスカルに変更となり、その 1.5 倍した 0.75 メガパスカルの圧力値で試験を行う必要があったが、実際の試験は仕様変更前の圧力値で行っており、適切な圧力値による試験が行われていなかった。

当該配管について適切な圧力値で圧力試験を行われたい。また、発電設備の配管工事にあたり、工事監理を行う職員はその設備の仕様を十分に確認し、適切な圧力値による試験が行われるよう受注者を指導されたい。（設備課）

なお、住宅都市局においては、指摘に基づき平成31年 1月までに、適切な圧力値で圧力試験を行い、正常な結果を確認した。

（注）燃料小出槽

発電機などに燃料を連続及び一定の圧力で供給するために設置する燃料槽

(3) 高圧受変電設備における警報装置の施工について

「環境科学調査センター受変電設備取替工事」では、高圧受変電設備の取り替えにあたり、蓄電池を内蔵した警報装置を設置していた。現地の状況を確認したところ、しゅん工時に警報装置の電源を入れ忘れたまま約 1 年間経過していた。警報装置は内蔵された蓄電池により作動していたが、蓄電池には充電がなされていない状態であり、さらに蓄電量が低下すると、警報装置が作動しないおそれがあった。

電源を入れ忘れたことは、施工監理以前の問題であり、直ちに当該警報装置の電源を入れ蓄電池の状態を確認されたい。また、高圧受変電設備などの重要な電気設備を設置する工事にあたり、工事監理を行う職員は十分に施工状況を確認し、設備が確実に作動するよう受注者を指導されたい。（設備課）

なお、住宅都市局においては、指摘に基づき、直ちに当該警報装置を点検し正常な状態を確認した。

第4 実 地 監 査

1 監査概要

「東部医療センター新病棟改築工事」における施工管理について適切に実施されているか、現場で監査を行った。

2 監査事項

工事が適切に行われているかを確認するために、コンクリート躯体の寸法を測定するとともに、非破壊試験機により鉄筋の間隔、かぶり厚さ^(注)の測定及びコンクリート強度の推定を行った。

(注) 鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋表面からコンクリート表面までの最短距離

3 検査事項及び結果

(1) コンクリート躯体の寸法

測定箇所：免震ピット階における梁

(単位：mm)

測定値(X)	設計値(L)	差(X-L)	許容差	合否判定
642	640	2	0～20	合格

※ 許容差は公共建築工事標準仕様書による。

(2) 鉄筋の間隔及びかぶり厚さ

測定箇所：免震ピット階における梁のあばら筋

ア 鉄筋の間隔

(単位：mm)

設計値	鉄筋径	測定距離 (L)	鉄筋本数 (N)	測定値 L/(N-1)	合格値	合否判定
200	13	2,014	11	201.4	177～223	合格

※ 合格値＝「設計値－鉄筋径－10mm」～「設計値＋鉄筋径＋10mm」

※ 合格値は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」

(平成 24 年 3 月 国土交通省大臣官房技術調査課) による。

イ 鉄筋のかぶり厚さ

(単位：mm)

設計かぶり厚さ		50		最小かぶり厚さ		30	
測定かぶり厚さ(1)～(10)							
(1)	49	(2)	48	(3)	53	(4)	53
(5)	53	(6)	54	(7)	54	(8)	51
(9)	48	(10)	42	平均値		50.5	
判定項目				判定基準		合否判定	
①	測定値と最小かぶり厚さの関係 【各測定値≧最小かぶり厚さ-10mm】			各々の測定値が 20mm以上か		合格	
②	最小かぶり厚さに対する不良率 【不良率(測定値<最小かぶり厚さ)≦ 測定箇所全体の15%】			測定値が30mm未 満である箇所は 1箇所以下か		合格	
③	測定結果の平均値の範囲 【測定値の平均が最小かぶり厚さ以上 かつ設計かぶり厚さ+20mm以下】			測定値の平均値 が30mm以上70mm 以下の範囲か		合格	
総 合 判 定 (①②③)						合格	

※ 判定項目及び判定基準はJASS5の「構造体コンクリートのかぶり厚さの検査」による。

(3) コンクリート強度

測定箇所：免震ピット階におけるコンクリート躯体

(単位：N/mm²)

設計基準強度	27.0
コンクリート強度の推定値	39.4
合否判定	合格

※ 合否判定は、コンクリート強度の推定値が設計基準強度以上であること。

以上の結果、コンクリート躯体の寸法、鉄筋の間隔、鉄筋のかぶり厚さ及びコンクリート強度はいずれも適正であると認められた。

第5 意見

実効性のある再発防止策の実施について

住宅都市局は、各局で所管する市有施設の大部分について、老朽化に対応するための改修や来るべき大規模災害に備えた工事を行うなど施設整備における重要な役割を担っている。

監査の結果、設計において、工事範囲からの落下物対策が十分でなかった事例や非常用発電機の改修工事において、配管の耐圧試験を定められた圧力値で実施していない事例、不可視となる施工部分における記録が確認できない事例など初歩的な誤りが見受けられた。これらの事例のうち、配管の耐圧試験や不可視となる施工部分における記録の事例は、平成28年度に行った前回監査と同様のものであり、これらを受けて、指摘事項の周知や職場内研修、チェックリストの整備などにより対応されているとのことであったが、再発防止の対応が指摘を受けた部署にとどまり、他部署への展開が十分ではなかったか、また、他部署の指摘についても、再発防止の意識をもって取り組んでなかったのではないかと危惧される。

市有施設の設計にあたっては、関係する要綱や指針に基づいた安全対策、施工方法を採用するとともに、当局と工事施工業者との間で、工事の着手前から完了に至るまでの各工程で設計内容や現場の状況を十分に確認しながら、施工を行うことが

不可欠である。

住宅都市局においては、初歩的な誤りが繰り返されたことを重く受け止め、他部署へも指摘事項の周知を図るだけでなく、再発した原因を追究した上で現行の対応策が十分に機能しているかどうかを改めて点検し、再発防止に向けて意識を高め、組織をあげて実効性のある対策を講じられたい。

監 査 種 別 定期監査

監 査 対 象 交 通 局

監 査 期 間 平成30年 9月21日から
 平成31年 4月19日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、交通局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	本 部	部	監 査 実 施 課 室 公 所 名
交通局	営業本部	総務部	総務課、広報広聴課、情報システム課、人事課、労務課
		安全監理部	安全監理課、人材育成課
		企画財務部	経営企画課、財務課、会計課、技術管理課
		営業統括部	乗客誘致推進課、営業課、資産活用課
		電車部	運輸課、駅務課、電車施設課、電車運転課、運転指令室、駅務区（東山線、名城線北部、名城線南部、鶴舞線、桜通線）、運転区（東山線、名城線、鶴舞線）
		自動車部	管理課、自動車施設課、自動車運転課、自動車車両課、営業所及び分所（中川、緑、猪高、御器所）
	技術本部	施設部	施設計画課、工務課、営繕課、設備課、軌道事務所、施設事務所
		車両電気部	電車車両課、電気課、藤が丘工場

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成29年10月1日から平成30年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び事

業運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、車両や施設の点検・整備に係る事務や、安全運行に支障を及ぼす行為の予防策は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 支出事務

後納郵便料金に係る支払方法についてなど 2項目

(2) 財産管理事務

固定資産台帳への計上誤り等についてなど 4項目

(3) 事業運営事務

機密情報が含まれる廃棄文書の管理についてなど 2項目

2 意見

安全・安心を担う人材の育成について

第3 指 摘 事 項

1 支出事務

(1) 後納郵便料金に係る支払方法について

交通局では、若年層の利用促進策として、名古屋市内に在学又は在住の中学3年生を対象に「中学 3年生応援きっぷ」を配布している。きっぷとあわせてアンケートはがきを送付しており、その返送に係る郵便料金については、料金後納制度を利用し、交通局で負担している。

この郵便料金は、経営企画課にあらかじめ概算で交付された前渡資金で支払っており、平成30年 3月分は、同年 4月10日に支払っていた。

平成29年度の予算として前渡資金で支出するには同年度内に支払いを行う必要があるため、平成30年 3月31日までに料金が確定せず、翌年度でなければ支払うことができない支出については、概算で交付された前渡資金以外の方法で行われたい。

(経営企画課、会計課)

なお、本件については、会計規程及び事務連絡を改正し支出方法が変更され、必要な措置が講じられた。

(2) 資本的支出における両事業会計の負担割合の誤りについて

交通局が保有する丸の内会館には市営交通資料センターが設置されているほか、一部は市長部局等へ貸し付けられており、自動車運送事業会計及び高速度鉄道事業会計の両事業会計で資産計上されている。収入及び支出関係書類を確認したところ、建物部分の賃料収入や修繕費用は、両事業会計の保有割合で按分しているが、設備更新工事等の資本的支出については、高速度鉄道事業会計のみで負担していた。

収入や他の費用については両事業会計の保有割合で按分していることから、当該資本的支出の負担割合についても同様にされたい。

(財務課、資産活用課)

2 財産管理事務

(1) 固定資産台帳への計上誤り等について

名古屋市交通局会計規程では、財務課長は、固定資産台帳を備えて、局内の固定資産について名称や耐用年数等を整理することとしている。

固定資産台帳を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 橋りょうの耐震補強や高架構造物補修等に係る資産について、耐用年数を誤って固定資産台帳へ計上していた。

耐用年数は減価償却費の算定に影響を及ぼすため、固定資産の登録の事務処理を確実に行われたい。

イ 国庫補助を受けて取得し、みなし償却^(注)を行っていたバス車両について、補助申請額を過大に積算していたため国庫補助金の一部を返還することとなった事例において、返還対象となったバス車両に対する補助金額を修正すべきところ、返還額相当を「バス車両補助金の返還」という名称の別個の固定資産として計上していた。

バス車両に対する補助金額を修正し、「バス車両補助金の返還」という資産を削除するなど、適正に固定資産台帳を整理されたい。

(注) 平成26年度予算及び決算における地方公営企業会計基準の見直しまでは、補助金等により取得した固定資産について、固定資産の取得価額から補助金等の額を控除した金額を減価償却の対象である帳簿原価とみなして費用を算定する「みなし償却」の制度が認められていた。自動車運送事業会計においても、国庫補助を受けて取得したバス車両について、みなし償却を行っていた。

ウ 自動車運送事業会計から高速度鉄道事業会計へ所管替えした旋盤始め 3種類の物品について、「自動車工場資産の所管換えに伴う公金振替（資本分）」という名称の 1件の資産としてまとめて計上していた。

このような名称では当該資産がどのような物品か把握できず、また、種類の異なる物品をまとめて計上していると、個々の資産の異動や除却の際の手

続が正確に行われないおそれがあるため、内容が把握できるよう固定資産台帳を整理されたい。(財務課)

(2) 固定資産の実地照合の不備について

名古屋市交通局会計規程では、所管課長は、固定資産整理簿を備えて、所管の固定資産について名称や所在地等を整理することとしている。また、固定資産の実地照合に関する内規では、所管課長は少なくとも年一回、固定資産整理簿に記載された固定資産が正しく保管されているか実地照合を行うこととしている。

固定資産整理簿や各課公所における実地照合の結果を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 廃棄した固定資産の除却の手続を行っていなかったもの (施設事務所)
- イ 実地照合により発見した固定資産の所在地の誤りを修正していなかったもの (軌道事務所)
- ウ 地下鉄駅の固定資産の実地照合を平成29年度に実施していなかったもの (運輸課)
- エ 実地照合が不十分であったため、固定資産整理簿に記載されている所在地が既に廃止された公所のままである等、記載内容に誤りがあったもの (資産活用課、自動車車両課、工務課、営繕課、施設事務所)

固定資産を適正に管理するために、固定資産の除却や所在地変更をした際の事務処理を確実にを行うとともに、実地照合を適切に実施されたい。

(3) 非常用の照明装置の不点灯について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）により、換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置（以下「非常灯」という。）等の特定建築設備等について定期に有資格者による点検を実施させなければならないとされており、交通局では職員及び業務委託により実施している。

平成29年度に実施された定期点検において、複数の施設で非常灯の不点灯という支障の指摘があったため、対応状況を確認したところ、丸の内会館の専用

部分においては、平成25年度の時点で既に支障があると指摘があったにもかかわらず、球切れの交換以外の改修が実施されていなかった。

丸の内会館には、社会見学等で多くの児童が来館する市営交通資料センターもあり、非常灯の不点灯は火災発生時の避難に支障をきたすおそれがある。安全・安心に関わる支障については、早急に対応されたい。（資産活用課）

なお、本件については、支障のあった非常灯は全て改修され、必要な措置が講じられた。

(4) 資産外備品確認簿の記帳漏れ等について

交通局の資産外備品取扱内規では、購入や寄付、処分等による資産外備品の受払いの都度、資産外備品確認簿（以下「確認簿」という。）に記帳することとしている。

資産外備品について確認簿を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 駅務課が一括で調達し各駅に配布した車いす乗降用の簡易スロープについて、受払いを確認簿に記帳していなかった。

資産外備品を配布する場合も、適正に受払いを確認簿に記帳されたい。

（駅務課、名城線北部駅務区、鶴舞線駅務区、桜通線駅務区）

イ 駅開業時に固定資産に含めて整備された駅務区の給湯用温水器や、固定資産であるバス営業所内の監視システムの一部となっているデジタルレコーダーを更新した際に、資産外備品として確認簿に記帳していた。

固定資産の一部となっている機器の更新は、新たな資産外備品の取得ではなく固定資産の修繕として整理されたい。

（鶴舞線駅務区、猪高営業所御器所分所）

3 事業運営事務

(1) 機密情報が含まれる廃棄文書の管理について

各課公所における「情報の保護及び管理の方法に関する定め」では、機密情

報が含まれる文書を廃棄する際は、箱に梱包して箱数を記録した上で倉庫等に集積し、箱数が記録どおりであることを確認してから溶解業者に持ち込むこと等を定めている。

機密情報が含まれる廃棄文書の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 機密情報が含まれる廃棄文書を梱包した箱（以下「溶解文書箱」という。）の現数が記録上の箱数よりも多かったもの

（人材育成課、鶴舞線駅務区）

イ 記録上は溶解業者に持ち込んだこととなっている溶解文書箱が倉庫に残っていたもの

（緑営業所）

ウ 溶解文書箱と他の文書の集積場所が区分されておらず、正確な現数が把握できなかったもの

（東山線駅務区、軌道事務所）

機密情報が含まれる文書は、情報漏えいを防止するために厳正な管理をする必要があるため、溶解文書箱は発生の都度正確な箱数を記録し、溶解業者に持ち込む前の確認を確実に実施することで、適正に管理されたい。また、溶解文書箱を集積するにあたっては、保存すべき文書を誤って廃棄することのないよう、集積場所を明確に区分されたい。

(2) DVDコーナーにおける録画したテレビ番組の閲覧について

著作権法（昭和45年法律第48号）では、行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合、著作物を複製することができるとされている。

乗客誘致推進課が所管する市営交通資料センターにおいては、本市の交通事業に関連する資料を収集及び保存しており、DVDコーナーにおいて映像資料を閲覧できるようにしている。映像資料には、交通事業を紹介するテレビ番組を録画したものが含まれていた。

録画番組を資料センター利用者に閲覧させることは、行政目的のための内部資料としての利用には該当しないため、閲覧させるには著作者の許可が必要である。しかし、テレビ局等からの許可を得た事実は確認できなかった。

DVDコーナーにおける録画番組の閲覧については、早急に制限されたい。

（乗客誘致推進課）

なお、本件については、DVDコーナーにおける映像資料の閲覧は休止され、必要な措置が講じられた。

第4 意 見

安全・安心を担う人材の育成について

市バス・地下鉄の乗車人員は近年増加し続け、平成29年度の1日あたりの乗車人員は両事業あわせて約166万人となっており、現場での安全・安心を担う乗務員及び駅務員の技能向上やコンプライアンス意識の徹底など、人材育成が一層重要度を増している。

人材育成を担う職員研修所では、乗務員及び駅務員の技能向上を図るため、庁舎の建替えにあわせて研修設備の拡充を行っている。具体的には、バス運転士を対象とする研修において、車体の揺れや加減速を計測する装置に加え、平成29年度から運転中の視点を計測する装置を導入し、一人ひとりの運転技能や特性について、詳細で客観的なデータを収集して指導を行っている。また、地下鉄乗務員及び駅務員を対象とする研修においては、新たに導入した地下鉄運転シミュレータ装置を使用し、平時の運行訓練に加え、人身事故や地震等の対応を模擬的に体験できる実践的訓練も実施している。

こうした研修設備の拡充により、客観的なデータに基づく分析や評価、映像を用いた現実感のある訓練等、現場でのOJT（On the Job Training）では実施が困難な内容の研修が可能となった。今後は、研修所に蓄積されたデータを営業所や駅などの現場に提供しOJTに役立てるとともに、現場の課題や要望も反映した研修を企画するなどして、研修設備を一層活用し、本庁と現場とで連携して職員のさらなる技能向上に努められたい。

また、今回の監査では、安全運行に支障を及ぼす行為の予防策が適正に行われているかを着眼点の一つとした。乗務員及び駅務員を対象とした取組みとしては、日常業務のなかで点呼時にアルコール検知器による点検や注意事項の伝達を行っているほか、長期的な取組みとして、個人ごとに業務知識の定着度合いや業務中に実施すべき事項の実践度合いを把握するための「人財育成プログラム」を実施している。所属長等が定期的に巡回・添乗を行い、職員の日頃の基本動作や勤務態度等を客観的な基準で確認し、その記録を長期間にわたり蓄積し適正な評価や指導につなげることによって、職員のモチベーションを向上

させるとともに勤務中の不適切な行為の予防に努めており、研修設備の拡充による技能向上とあわせて、市バスの有責事故件数が平成25年度の 730件から平成29年度の 558件になるなど、事故や運行ミスの減少に寄与している。

交通局においては、引き続き「人財育成プログラム」を活用した安全に関する取組みを継続的に改善するとともに、幹部職員と現場職員との意見交換会を通じてコミュニケーションをさらに活性化するなど、市民・利用者がより安全・安心に市バス・地下鉄を利用できるよう、職員一人ひとりへのコンプライアンス意識の徹底に取り組まれない。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 子ども青少年局

区 役 所

財 政 局

(区役所及び財政局については、子ども青少年
局関連事務に限る。)

監 査 期 間 平成30年 9月21日から

平成31年 4月19日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、子ども青少年局、区役所及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名		
子ども青少年局	総務課、企画経理課		
	子育て支援部	子育て支援課、子ども福祉課、児童福祉センター、東部児童相談所、ひばり荘、あけぼの学園、北部地域療育センター	
	保育部	保育企画室、保育運営課、星ヶ丘保育園、北保育園、平池保育園、牧野池保育園	
	子ども未来企画担当部	子ども未来企画室	
	青少年家庭部	青少年家庭課、放課後事業推進室	
区役所 (千種、北、中村、昭和、熱田、港、守山、名東)	区政部		地域力推進室
	保健福祉センター	福祉部	民生子ども課、福祉課、保険年金課
		保健予防課	
財政局	契約部		契約監理課、工事契約課

(注1) 区役所及び財政局については、子ども青少年局関連事務に限る。

(注2) 上記表は平成30年 9月末時点のものである。

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成29年10月1日から平成30年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、民間保育所保育料等の債権管理事務や補助金の交付事務、情報の保護及び管理は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 収入事務

民間保育所保育料の債権管理についてなど 2項目

(2) 支出事務

24時間緊急一時保育事業補助金についてなど 2項目

(3) 契約事務

一時保護児童の入院時付添い介護委託契約についてなど 4項目

(4) 財産管理事務

どんぐりひろば及び児童遊園地の管理についてなど 2項目

(5) 行政運営事務

ソフトウェア資産管理及び情報セキュリティ対策についてなど 3項目

2 意見

児童虐待対策に係る児童相談所と区役所との連携について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

債権管理については、名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則及び債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で取扱いを定めている。債権管理条例等では、債権について、管理台帳（以下「債権管理台帳」という。）を整備し、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して書面により督促することとされているほか、債権の金額や督促状の発付日、債務者との交渉の経過を記録することなどが定められている。

(1) 民間保育所保育料の債権管理について

区民生子ども課では、民間保育所を利用する子どもの保護者から保育料を徴収している。民間保育所保育料の債権管理については、債権管理条例等のほか、子ども青少年局において保育料（民間保育所分）滞納整理事務の手引き（以下「手引き」という。）が定められており、債権管理台帳に経過を記録する際は、滞納処分を行う場合の重要な判断材料となること等を踏まえ、滞納原因や催告の過程、折衝内容など債務者に関する情報を詳細に記載することとされている。

また、督促状については、手引きによれば当面の間は保育企画室が民間保育所保育料の収納データを活用して全市分を作成し、区民生子ども課が発付することとされている。

民間保育所保育料の債権管理について調査したところ、昭和区民生子ども課において、督促状が発付されていない事例が見受けられた。これは、保育企画室において過年度分の債権に係る督促状の作成が一部漏れており、昭和区民生子ども課においてもその事実が気が付かなかったことによるものであった。また、債権管理台帳の欄外などに債務者からの電話や来庁の事実を記録するのみで、折衝内容などが記載されていなかった。

保育企画室においては、他区においても同様の事例がないか確認を行うとともに、今後は督促状を漏れなく作成されたい。

昭和区民生子ども課においては、督促状の発付状況について適切に把握し、債務者に対して漏れなく督促状を発付されたい。また、債権管理台帳に債務者

との折衝内容等を詳細に記載されたい。（保育企画室、昭和区民生子ども課）

(2) 児童手当等の返還金の債権管理について

児童手当、児童扶養手当及び名古屋市ひとり親家庭手当等（以下「児童手当等」という。）について、所得更正などにより支給額が遡及して変更された場合には、過払い分の返還を求めることとされている。この児童手当等の返還金の債権は非強制徴収公債権であり、債務者による時効の援用を要せず、時効により債権は 5 年で消滅する。

児童手当等の返還金の債権管理について、子ども未来企画室においては、区民生子ども課からの報告に基づく納入通知書の作成や不納欠損処分などの調定処理、福祉総合情報システム（以下「システム」という。）による督促状の作成などを行い、区民生子ども課においては、納入通知書の送付や督促状の発付、文書催告及び債務承認書の徴取といった債務者への対応などを行っている。

児童手当等の返還金の債権管理について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 消滅した債権の不納欠損処分が当該会計年度に行われていないもの

不納欠損処分は、決算の正確性に関わる重要な手続であるため、債権が消滅した会計年度中に実施されたい。（子ども未来企画室）

イ 債権額の誤りの修正処理が行われていないもの

既に消滅時効が完成している期間を含めて返還請求していた事案について、債権額の誤りが判明した後の修正処理が行われていなかった。

債権額の誤りが判明した場合には、速やかに修正処理を行ったうえで、債務者への修正額の通知を行われたい。（子ども未来企画室）

ウ 債務承認書の受理記録が適正に管理されていないもの

返還債務の存在を債務者が確認する債務承認書を受理していないにもかかわらず誤ってシステムに債務承認日が記録されている事例や、債務承認書を受理しているにもかかわらずシステムに債務承認日が記録されていない事例が見受けられた。

債務承認書は、債権管理上、消滅時効の起算日を確認するための重要な証拠書類であることから、受理記録については適正な管理を徹底されたい。

(千種区民生子ども課、昭和区民生子ども課、守山区民生子ども課、
名東区民生子ども課)

エ 債務者への返還請求が行われていないもの

過払い金が発生した旨の報告が区民生子ども課から子ども未来企画室に対して行われていなかったことにより、納入通知書が作成されず、債務者への返還請求が行われていない事例が見受けられた。

過払い金が発生した旨の報告を確実に行われたい。

(名東区民生子ども課)

オ 債務者との交渉記録や催告の実施状況が適正に管理されていないもの

経過を記録する債権管理台帳が作成されていない事例や、文書催告の実施状況がシステムに誤って記録されている事例が見受けられたため、適正な管理を行われたい。

(名東区民生子ども課)

2 支出事務

(1) 24時間緊急一時保育事業補助金について

本市では、市内 2箇所の民間保育所において、突発的な保護者の病気・就労等で緊急に保育が必要となった場合に24時間 365日子どもを受け入れる24時間緊急一時保育事業が実施されている。保育企画室では、24時間緊急一時保育事業補助金交付要綱を定め、24時間緊急一時保育事業を実施する法人（以下「実施法人」という。）からの申請に基づいて、人件費や管理費などに対して補助金を交付している。

この補助金の交付事務について調査したところ、保育企画室が補助金交付申請に係る実施法人に対する事前の通知文において、人件費の算定に係る事業実施日数を実際よりも 1日多い 366日と示していたため、その内容に沿って補助金交付申請がなされ、人件費が 1日分過大に算定される結果となっていた。

保育企画室においては、補助金額の算定に誤りが生じないよう適正な補助金交付事務を徹底されたい。

(保育企画室)

(2) 保育環境向上促進事業等補助金について

本市では、保育環境向上促進事業等実施要綱（以下「保育環境向上事業要綱」

という。)に基づき、民間保育所等が子どものアレルギーへの対応事業を実施した場合は、民間保育所等に対し補助金を交付している。

保育環境向上事業要綱によれば、補助金の申請者は、補助金交付申請書に事業計画を記載することとされている。また、4月1日現在の食物アレルギーを有する子どもの数が11人以上の場合は、補助金を加算して申請することができるとされており、その際は、当該児童が食物アレルギーを有することを医師が証明する書類の写し等（以下「証明書類」という。）を添付しなければならないとされている。

補助金交付申請書を確認したところ、事業計画が記載されていない事例や証明書類が不足している事例が見受けられた。

保育企画室においては、より厳正に審査し、適正な補助金交付手続を実施されたい。(保育企画室)

3 契約事務

(1) 一時保護児童の入院時付添い介護委託契約について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）によれば、児童相談所長は、児童の一時保護を行うか又は適当な者に委託して児童の一時保護を行わせることができるとされている。児童相談所長が、一時保護すべき児童について入院治療が必要であると判断する場合は、医療機関を委託先として一時保護を実施することとしているが、児童の病状等によっては、委託先の医療機関から付添い人による介護を求められる場合があり、児童福祉センター中央児童相談所及び東部児童相談所では、家政婦紹介業者等に入院時付添い介護業務を委託している。

また、委託する際の情報の取扱いについては、名古屋市情報あんしん条例に定めがあり、受託業者に対して情報の取扱いに関する注意項目を書面で交付するなどの方法により示さなければならないとされている。

入院時付添い介護委託にかかる支出関係書類を確認したところ、いずれの児童相談所においても、業務仕様書等が存在せず、受託者が履行すべき業務内容等が不明確となっていた。また、入院児童に関する情報の取扱いについて示されていなかったほか、児童の病状が急変した場合など緊急時に受託者が取るべき行動について、口頭では受託者に通知されていたものの、明文化されていない

かった。

一時保護という重要な期間中であることに鑑み、各児童相談所の業務を調整する児童福祉センター中央児童相談所においては、標準的な業務仕様書等を定め、各児童相談所でより適正な業務委託契約を締結されたい。

(児童福祉センター、東部児童相談所)

(2) 委託契約の監督及び検査について

地方自治法では、請負契約や物件の買入れなどの契約を締結した場合は、契約の適正な履行の確保又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされている。

検査については地方自治法施行令において、契約書、仕様書及び設計書等の関係書類に基づいて、行わなければならないとされている。

委託契約における監督及び検査手続について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 給食業務委託契約の仕様書に定める従業員名簿が未提出であるにもかかわらず、提出を求めていなかったもの (東部児童相談所)
- イ 母子家庭等就業支援センターの運營業務委託契約の仕様書に配置を定めるキャリアカウンセラー等の有資格者について、資格証等による確認を行っていないかったもの (子ども未来企画室)

東部児童相談所及び子ども未来企画室においては、契約の適正な履行を確保するため、仕様書に基づく監督及び検査を徹底されたい。さらに、イの事例については、資格証等の写しの提出を仕様書に明記されたい。

(3) 産業廃棄物の処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。また、事業者が廃棄物処理法第 2条第 4項に該当する廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の運搬や処分を他人に委託する場合は、当該委託契約に係る産業廃棄物の種類や数量等

を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならないこととされている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）では、産業廃棄物処理の委託契約を行う場合は、契約を書面により行うこととされている。

不用備品の処分について調査したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 処分した事務机等が、産業廃棄物に該当するという認識がなく、マニフェストの交付及び書面による契約が行われていなかったもの

（児童福祉センター）

イ 産業廃棄物に該当する玩具等の処分について、マニフェストの交付が行われていたものの、書面による契約が行われていなかったもの

（北部地域療育センター）

産業廃棄物の処分については、他局の定期監査においても再三指摘しているところである。排出事業者としての責務を認識し、廃棄物処理法等に基づき適正に処理を行われたい。

（4）随意契約を締結した場合における公表について

名古屋市契約事務手続要綱によれば、地方自治法施行令及び名古屋市契約規則の規定により予定価格が一定の金額の範囲内の場合に行うことのできる随意契約以外の随意契約を締結した場合には、契約相手方の選定理由等について公表することとされている。

随意契約の公表の状況について調査したところ、保育企画室、青少年家庭課及び放課後事業推進室において、契約の性質上、競争入札に適さないなどの理由により随意契約を締結しているにもかかわらず、公表手続が行われていない事例が散見された。

保育企画室、青少年家庭課及び放課後事業推進室においては、契約事務の透明性を確保するため、名古屋市契約事務手続要綱に基づき適正に公表手続を行われたい。

（保育企画室、青少年家庭課、放課後事業推進室）

4 財産管理事務

(1) どんぐりひろば及び児童遊園地の管理について

どんぐりひろば及び児童遊園地（以下「ひろば」という。）の管理運営については、どんぐりひろば管理運営要綱及び児童遊園地補助金交付及び管理運営要綱（以下「ひろば管理運営要綱」という。）に定められている。

ひろば管理運営要綱によると、ひろばは幼児及び児童のための安全な遊び場を確保し健全な育成を図ることを目的に、町内会等からの申請により本市との共同で設置される。また、ひろばの清掃や除草、樹木の剪定等の日常的な管理については、町内会等が行うこととされている。

市内 498箇所のひろばのうち 3箇所について実地調査を行ったところ、道路との境界にあるブロックから鉄筋が突き出ている事例や敷地内の樹木の枝葉が大きく道路側に張り出している事例が見受けられた。

子どもが負傷する危険性があり、また、通行の妨げとなっているため、子育て支援課においては安全性の確保のための必要な対応を行われたい。さらに、他のひろばにおいても同様の事例がないか確認を行ったうえで適切に対応されたい。
(子育て支援課)

(2) 営業用乗用自動車乗車券の管理について

子ども青少年局では、公所における営業用乗用自動車（以下「タクシー」という。）の利用について、各公所の作成するタクシー利用要項に定められており、出納簿によりタクシー乗車券の管理を行い、利用の際には出納簿による課長の許可を得ることとされている。また、タクシー乗車券の紛失や盗難を防ぐため、定期的に現在高を出納簿と照合して確認することとされている。

ア 児童福祉センター中央児童相談所相談課における管理について

子ども福祉課からタクシー乗車券を受け入れた際は、全て出納簿に記載する必要があるところ、160枚のタクシー乗車券が出納簿に記載されていなかった。

また、平成30年 9月中旬から同年10月末までの期間における約40件の利用について、出納簿による相談課長の許可を受けていなかった。

受け入れたタクシー乗車券は全て出納簿に記載すること及び利用にあたっては出納簿による相談課長の許可を受けることを徹底されたい。

(児童福祉センター)

イ ひばり荘における管理について

出納簿の現在高の欄が記入されておらず、実数との照合ができない状態にあつため、適正に管理されたい。

(ひばり荘)

なお、平成28年 9月に公表された子ども青少年局の定期監査において、本庁全課室でタクシーの利用についてその都度決裁を行わず事後決裁としており、出納簿による管理が形骸化していたことを指摘した。これについては改善が確認されたが、今回の監査では公所において現在高の管理の不備と利用許可の漏れが見受けられたことから、総務課においては各公所に対しタクシー乗車券を適正に管理するよう周知徹底を行われたい。

(総務課)

5 行政運営事務

(1) ソフトウェア資産管理及び情報セキュリティ対策について

本市では、ソフトウェアのライセンス違反の防止等を目的として、「情報システム導入・運用ガイドライン（ソフトウェア資産管理編）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、課公所ごとにパソコン台帳やソフトウェア管理台帳などを整備し、少なくとも年 1回、ソフトウェア資産の棚卸を実施することとされている。

また、名古屋市情報あんしん条例施行細則（以下「施行細則」という。）によれば、各課公所においては、設置する全てのパソコンのウイルス対策を行うこととされている。

さらに、名古屋市情報あんしん条例施行規程（以下「施行規程」という。）によれば、記録媒体については、盗難等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため必要な措置を講ずることとされている。

ソフトウェア資産管理及び情報セキュリティ対策の実施状況を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 管理台帳への登載が行われていないパソコンがみられたもの

(児童福祉センター、ひばり荘)

イ OS (Operating System) のアップデートなどによるウイルス対策が行われていないパソコンがみられたもの

(児童福祉センター、ひばり荘、北部地域療育センター)

ウ NAS (Network Attached Storage : ネットワークに接続された記憶装置) の盗難防止対策が行われていなかったもの (東部児童相談所)

ガイドライン、施行細則及び施行規程に反した運用が散見されることから、ソフトウェア資産管理及び情報セキュリティ対策を徹底されたい。

(2) 施設管理用カメラの管理規程の整備について

「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」によれば、事故防止、犯罪の防止、入退室者の監視等を目的とする管理用カメラを設置する場合、録画方法、録画画像の保存期間及び閲覧権者等を定める施設管理用カメラの管理規程を、施設管理者ごとに整備するとされている。

この管理規程の整備状況を調査したところ、ひばり荘において、施設管理用カメラを設置しているにもかかわらず、管理規程が整備されていなかったため、個人情報の適正な取扱いの観点から、直ちに整備を行われたい。

(ひばり荘)

なお、監査期間中に管理規程の整備が行われ、必要な措置が講じられた。

(3) 保育所等の利用者決定に係る決裁及び記録の整備について

保育所等の利用者決定については、子ども・子育て支援法等に関する事務取扱要綱及び保育事務の手引き（以下「支援法事務取扱要綱等」という。）でその取扱いを定めている。

支援法事務取扱要綱等によると、区民生子ども課では、あらかじめ就労形態や世帯の状況に応じて定められた利用調整基準に従って保育の必要性を判定し、その順位結果に基づいて、民生子ども課長が決裁し利用者決定を行うこととされている。

順位付けの過程において、保育の必要性が同程度で並んだ場合は、施設との

近接性や祖父母の状況等のより詳細な要素を考慮して利用者決定を行うこととされており、その場合は判断過程を記録しなければならないとされている。

利用者決定に関する書類を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 利用者決定に係る決裁書の一部が作成されておらず、民生子ども課長による意思決定がなされていなかったもの

(中村区民生子ども課、昭和区民生子ども課、熱田区民生子ども課、
守山区民生子ども課)

イ 保育の必要性が同程度で並んだ場合において、利用者決定に係る判断に用いた資料は保存されているものの、判断過程が記録されていないもの

(中村区民生子ども課、守山区民生子ども課)

保育所等の利用者決定は、子どもや保護者に大きな影響を与えるものであり、適正な決定手続を行うとともに、判断過程を明らかにしておくことによって透明性が確保される。

区民生子ども課においては、支援法事務取扱要綱等に従い、適正な利用者決定事務を徹底されたい。

第4 意 見

児童虐待対策に係る児童相談所と区役所との連携について

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成29年度に13万件を超え過去最多となり、毎年約80人もの子どもの尊い命が失われている。本市においても、児童相談所における相談対応や一時保護の件数は大幅な増加傾向にあり、児童虐待は社会問題として深刻さを増している（図 1参照）。

本市では、平成23年に名東区で発生した大変痛ましい虐待死事件を受けて、「名古屋市児童を虐待から守る条例」を制定し、児童相談所における児童福祉司の増員や弁護士の常勤配置、区役所における児童福祉司や児童虐待対応支援員の配置といった全国に先駆けた体制整備を進めてきた。さらに、平成30年 5月には、市内 3箇所目となる東部児童相談所を開設したところである。

平成28年の児童福祉法改正により、重篤な事案など専門性の高い対応を担う児童相談所と身近な場所における予防的・継続的な支援を担う区役所との機能分化を図り、安全性及び緊急性の面で比較的軽微な事案については、児童相談所と区役所との連携のもと、区役所で対応していく仕組みが制度化された。

本市では国が示す評価基準をもとに事案の重篤度を評価しており、児童相談所で受理した事案について、引き続き児童相談所で対応するか、区役所へ送致して対応するかを判断している。しかし、平成29年度に受理した案件のうち、送致の検討対象となりうる事案（図 2のレベル 1及びレベル 2）は 1,883件であったものの、実際に送致が行われた事案は 114件にとどまっている。

子ども青少年局においては、今後も相談対応件数や一時保護件数の増加が予想される中、児童相談所が迅速な対応を行うためにも、法改正の趣旨を踏まえ、区役所への送致を推進するための方策を早急に検討し、児童相談所と区役所との機能分化を図られたい。

さらには、痛ましい虐待事件を決して繰り返さないためにも、児童相談所と区役所との連携をより強化し、市全体として、児童虐待の発生予防、早期発見や早期対応による事案の重篤化の防止を進めるとともに、重篤な事案に対する円滑・迅速な対応を行い、児童虐待対策を一層充実されたい。

図1 本市児童相談所における児童虐待相談対応件数及び一時保護件数の推移

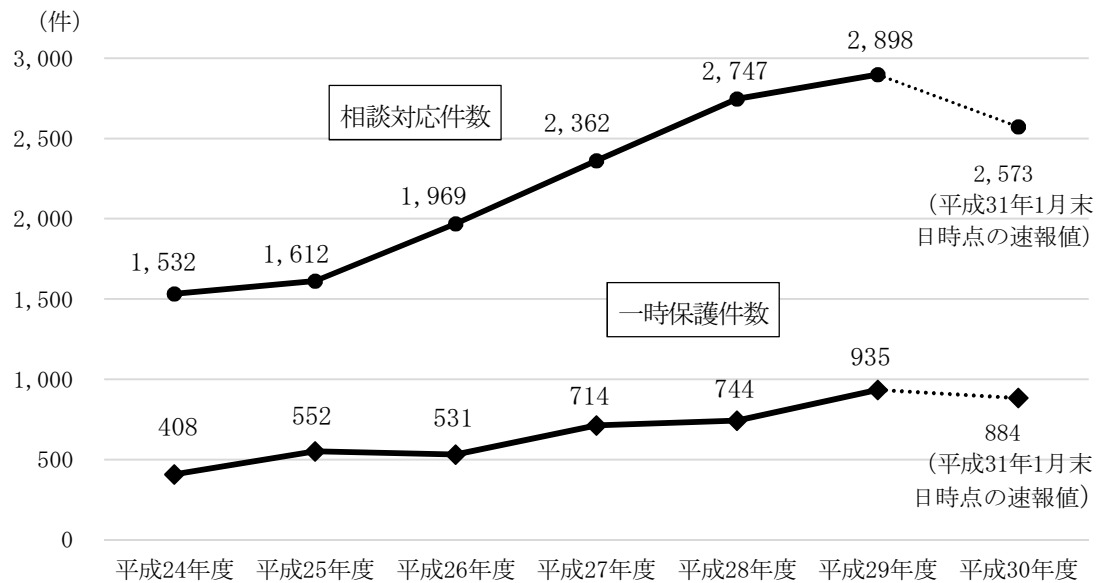


図2 本市児童相談所における児童虐待の重篤度の評価について

重篤度		件数 (29年度)
レベル 4	緊急一時保護	261件
レベル 3	一時保護	829件
レベル 2	集中的な援助 (状況によって一時保護)	1,767件
レベル 1	継続的総合的な援助 (状況によって一時保護を検討)	116件

(注) レベル 1とレベル 2に分類される事案については、児童相談所から区役所への送致の検討対象となりうる。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 名古屋西部ソイルリサイクル株式会社
(事務所所在地：弥富市楠三丁目24番 1)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年 8月 1日から
平成31年 3月20日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

緑政土木局所管の出資団体である名古屋西部ソイルリサイクル株式会社（以下「名西ソイル」という。）は、再生資源の有効利用を促進し、自然環境を保全し、建設工事の効率的な遂行に寄与することを目的として、平成6年9月に設立され、資本金は2億円であり、そのうち本市の出資額は8,200万円である。

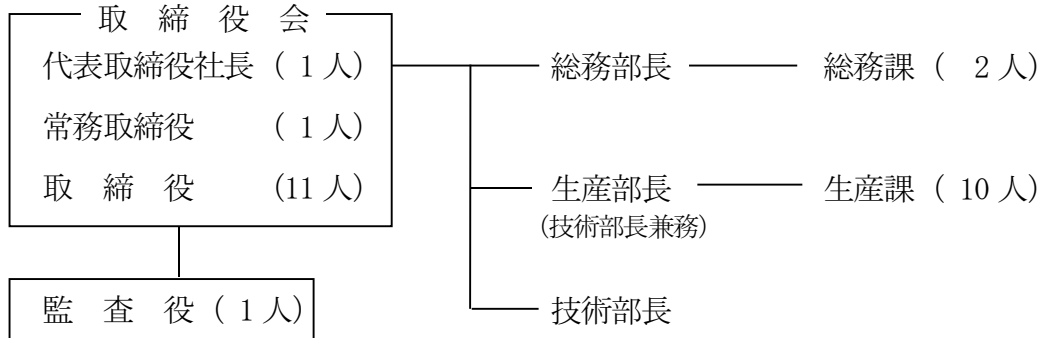
主な事業内容は、建設工事から発生する比較的軟弱な発生土を含む土砂及び付随して発生する路盤材料を原料とした改良土及び改良路盤材の製造並びに販売などである。

これらの事業を運営するため、取締役会、監査役が置かれており、従業員数は14人となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成30年 3月31日現在)



1 事業状況

名西ソイルの品目ごとの取扱数量及び売上高は、第1表のとおりである。

第1表 年間取扱数量及び売上高の状況

		第24期 第23期		平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日	
		第23期		第24期	
区分	品 目	数量 (トン)	売上高 (千円)	数量 (トン)	売上高 (千円)
搬入	発 生 土	292,422	346,659	257,727	305,707
	発 生 路 盤 材	9,084	8,226	4,564	4,110
	計	301,507	354,886	262,292	309,817
搬出	改 良 土	181,432	143,178	158,209	124,853
	改 良 路 盤 材	62,718	125,436	54,881	109,763
	計	244,151	268,615	213,090	234,616

2 決算状況

第23期と第24期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第2表及び第3表のとおりである。また、第24期の本市への配当額は410万円である。

第 2表 比較損益計算書

		第24期 第23期	平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日		
区	分	第 23 期	第 24 期	比較増△減	前期対比
		千円	千円	千円	%
売上高		623, 501	544, 434	△79, 067	87. 3
売上原価		444, 101	413, 849	△30, 251	93. 2
売上総利益		179, 400	130, 585	△48, 815	72. 8
販売費及び一般管理費		61, 957	63, 295	1, 338	102. 2
営業利益		117, 443	67, 289	△50, 154	57. 3
営業外収益		429	871	441	202. 7
受取利息		128	127	△1	98. 9
その他		300	743	442	247. 1
経常利益		117, 873	68, 160	△49, 713	57. 8
特別損失		706	3, 264	2, 557	461. 8
固定資産除却損		706	3, 264	2, 557	461. 8
税引前当期純利益		117, 166	64, 896	△52, 270	55. 4
法人税、住民税及び事業税		34, 815	19, 148	△15, 667	55. 0
当期純利益		82, 351	45, 748	△36, 602	55. 6

第 3表 比較貸借対照表

第24期 平成30年 3月31日現在
第23期 平成29年 3月31日現在

資 産 の 部				
科 目	第 23 期	第 24 期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動資産	401, 406	209, 098	△192, 308	52. 1
現金及び預金	276, 171	98, 926	△177, 245	35. 8
受取手形	3, 984	2, 090	△1, 893	52. 5
売掛金	80, 868	60, 194	△20, 673	74. 4
製品	29, 909	31, 489	1, 580	105. 3
原材料	731	442	△288	60. 5
貯蔵品	7, 607	5, 152	△2, 455	67. 7
前払費用	2, 184	6, 366	4, 182	291. 4
未収消費税	—	4, 470	4, 470	—
貸倒引当金	△50	△35	15	70. 0
固定資産	1, 030, 935	1, 155, 775	124, 839	112. 1
有形固定資産	479, 248	596, 439	117, 190	124. 5
建物	142, 683	174, 597	31, 914	122. 4
建物付属設備	52, 918	51, 653	△1, 265	97. 6
構築物	76, 290	151, 100	74, 809	198. 1
機械装置	201, 178	211, 376	10, 198	105. 1
車両運搬具	0	0	0	100
工具器具備品	6, 176	7, 710	1, 533	124. 8
無形固定資産	1, 687	9, 336	7, 649	553. 3
ソフトウェア	1, 396	9, 045	7, 649	647. 8
電話加入権	291	291	0	100
投資その他の資産	550, 000	550, 000	0	100
破産更生債権等	251	—	△251	—
長期預金	550, 000	550, 000	0	100
貸倒引当金	△251	—	251	—
資産合計	1, 432, 342	1, 364, 874	△67, 468	95. 3

負 債 の 部				
科 目	第 23 期	第 24 期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動負債	116,118	24,385	△91,732	21.0
買掛金	5,318	3,621	△1,696	68.1
未払金	82,638	6,996	△75,642	8.5
未払費用	6,644	8,490	1,845	127.8
未払法人税等	17,642	3,181	△14,460	18.0
未払消費税	2,617	—	△2,617	—
預り金	1,256	2,095	839	166.8
固定負債	3,219	1,735	△1,484	53.9
退職給付引当金	3,219	1,735	△1,484	53.9
負債合計	119,337	26,120	△93,216	21.9
純 資 産 の 部				
株主資本	1,313,005	1,338,753	25,748	102.0
資本金	200,000	200,000	0	100
利益剰余金	1,113,005	1,138,753	25,748	102.3
利益準備金	7,000	9,000	2,000	128.6
繰越利益剰余金	1,106,005	1,129,753	23,748	102.1
純資産合計	1,313,005	1,338,753	25,748	102.0
負債及び純資産合計	1,432,342	1,364,874	△67,468	95.3

第2 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、出納その他の事務が出資目的に沿って適正に行われているか、主として第24期（平成29年 4月 1日～平成30年 3月 31日）の事務について監査を実施したが指摘すべき事項はなかった。

第3 緑政土木局に対する監査

名西ソイルに対する出資団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、緑政土木局所管の財務に関する事務のうち、名西ソイルに対する事務の執行について監査を実施したが指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 出資団体監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
(事務所所在地：南区東又兵衛町 5丁目 1番地の16)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年 8月 1日から
平成31年 4月15日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

教育委員会所管の出資団体である公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、昭和58年10月に「財団法人名古屋市スポーツ振興事業団」として設立された。その後、平成10年 4月には、新たにトワイライトスクール等、教育の振興に資する事業を開始し、「財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団」へと名称変更された。また、平成18年 4月には、財団法人名古屋市学校給食協会と統合して学校給食に係る事業を開始し、さらに、平成22年 4月には、財団法人名古屋市体育協会と合併し、「財団法人名古屋市教育スポーツ協会」として、アマチュアスポーツの普及促進に係る事業を開始した。平成25年 4月には、公益法人制度に基づく公益財団法人に移行し、今日に至っている。

スポーツ協会の基本財産は 1億 2,000万円であり、そのうち本市の出捐額は 6,000万円である。

主な事業内容は、①アマチュアスポーツの振興、②スポーツ・レクリエーションの普及振興、③スポーツ大会の開催及び協力、④スポーツに関する啓発・情報提供、⑤スポーツ功労者の表彰、⑥体育施設等の管理運営、⑦学校施設や野外教育施設等を活用した学習の場と機会を提供する事業、⑧学校給食の物資調達及び

食育の推進である。

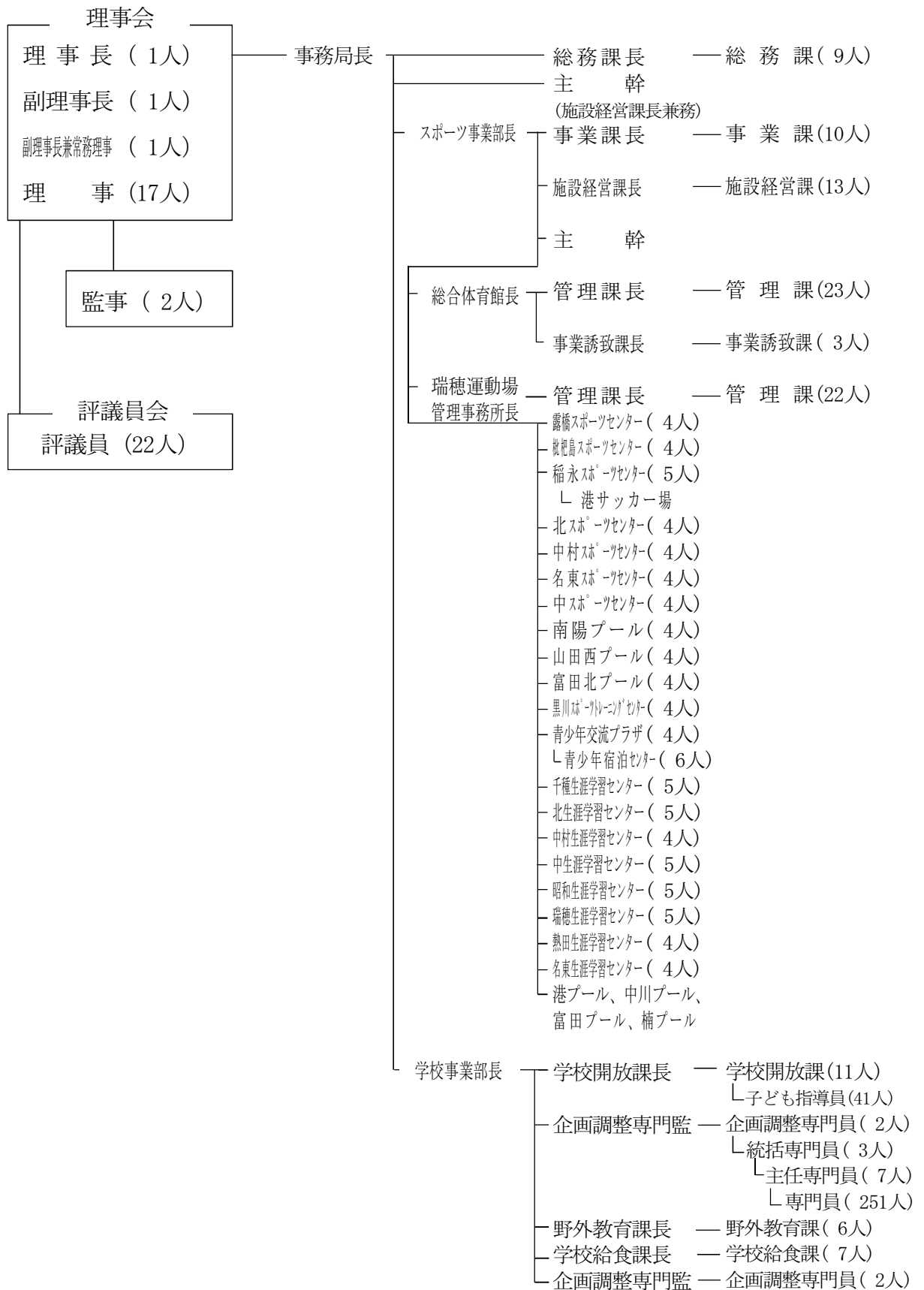
これらの事業を運営するため、理事会、評議員会、監事及び事務局が置かれており、職員数は 508人（嘱託員 398人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、平成29年度において、本市はスポーツ協会に対して、教育スポーツ振興事業の推進等に対する補助金として 2億 2,421万円を支出するとともに、公の施設である総合体育館始め28施設の指定管理者に指定し、指定管理料15億 9,877万円を支出している。

（注）文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成30年 3月31日現在)



1 事業状況

(1) アマチュアスポーツの振興

市内の小・中・高校生の優秀選手等に対し適切な指導を実施する競技団体のジュニア競技力向上事業及び市内の競技団体が実施する審判員・指導者養成事業について補助等を行っている。平成29年度の実施状況は第1表のとおりである。

第1表 ジュニア競技力向上事業及び審判員・指導者養成事業の実施状況

事業実施競技団体	参加者数
33 団体	5,015 人

(2) スポーツ・レクリエーションの普及振興

本市が策定した「名古屋市スポーツ推進計画」に沿い、総合体育館等の指定管理施設において、スポーツ教室、スポーツ指導、スポーツ相談事業を開催し、市民の体力づくりに寄与するとともに、スポーツ少年団の各種活動の支援を行っている。平成29年度の実施状況は第2表のとおりである。

第2表 スポーツ教室等の実施状況

事業名		実施状況
スポーツ教室等	定期教室	529教室
	随時・体験型	285事業
スポーツ指導	トレーニング	延べ107,375人
	水中運動	延べ 18,872人
スポーツ相談	スポーツ医事相談	18人
	スポーツ障害相談	28人
	健康体力づくり相談	8,186人

(3) スポーツ大会の開催及び協力

「第59回市民スポーツ祭」、「マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知2018」等の市民が気軽に参加できるスポーツ大会やイベントの開催、「第31回全日本小学生男子ソフトボール大会名古屋市予選会」等の競技会等への後援を行った。平成29年度の主な大会の参加者数等の状況は第3表のとおりである。

第 3表 主なスポーツ大会等の参加者数等の状況

区 分	参加者数等
	人
第59回市民スポーツ祭	36, 574
マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知2018	39, 374

(4) スポーツに関する啓発・情報提供

教室の案内やイベント情報などを掲載する「トライスポーツ」及び加盟団体等の活動内容の紹介等を掲載する「なごやのスポーツ」の編集・発行や、ホームページでの情報提供等を実施している。

(5) スポーツ功労者の表彰

競技会等で優秀な成績を収めた選手や地域スポーツの発展・選手育成に功労があったもの等、本市の体育・スポーツの向上発展に寄与し、協会の運営並びに事業遂行に貢献した個人及び団体を表彰している。平成29年度の被表彰者数の状況は第 4表のとおりである。

第 4表 被表彰者数の状況

区 分	被表彰者数
	人
日本記録を樹立したもの	1
日本選手権大会及びこれに相当する大会において優勝したもの	143
国際競技大会において優秀な成績を挙げたもの	27
地域スポーツの発展及び選手育成のために顕著な功労のあったもの	33

(6) 体育施設等の管理運営

本市のスポーツ・レクリエーション施設等の指定管理者として、平成29年度においては、総合体育館始め28施設の管理運営を行った。施設の利用者数の推移は第 5表のとおりである。

第 5表 施設の利用者数の推移

施 設 名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	人	人	人
総合体育館	2, 110, 186	2, 249, 287	2, 244, 408
瑞穂運動場	1, 417, 520	1, 513, 577	1, 456, 342
露橋スポーツセンター	255, 408	215, 070	274, 389
枇杷島スポーツセンター	301, 002	311, 457	330, 825
稲永スポーツセンター	234, 600	262, 382	228, 337
北スポーツセンター	251, 599	255, 151	255, 337
中村スポーツセンター	344, 895	359, 557	350, 561
名東スポーツセンター	306, 803	321, 573	315, 922
中スポーツセンター	287, 013	294, 034	297, 385
南陽プール	97, 138	98, 723	98, 531
山田西プール	47, 836	50, 860	46, 385
富田北プール	96, 957	93, 815	92, 914
黒川スポーツトレーニングセンター	112, 276	112, 836	106, 712
港サッカー場	47, 946	47, 190	37, 077
港プール	15, 421	15, 102	13, 620
中川プール	5, 402	4, 960	4, 151
楠プール	4, 725	4, 351	4, 039
富田プール	—	6, 427	5, 595
青少年交流プラザ	141, 585	139, 175	143, 683
青少年宿泊センター	82, 664	84, 961	87, 619
千種生涯学習センター	—	97, 225	94, 744
北生涯学習センター	—	115, 511	117, 866
中村生涯学習センター	92, 119	84, 355	90, 318
中生涯学習センター	—	84, 055	84, 536
昭和生涯学習センター	—	85, 451	82, 981
瑞穂生涯学習センター	—	90, 639	87, 895
熱田生涯学習センター	69, 242	48, 039	70, 596
名東生涯学習センター	83, 069	83, 510	88, 482

(注) スポーツ協会が平成29年度に管理運営していた28施設について、実績を表示している。

(7) 学校施設や野外教育施設等を活用した学習の場と機会を提供する事業

子どもたちの遊びや学び、体験、地域の人々の知識や経験を生かした世代間交流を図ること等を目的とするトワイライトスクール、留守家庭児童健全育成事業の良い面を取り入れながら子どもたちが豊かで健やかに放課後を過ごすことができるトワイライトルーム、市民の生涯学習等の場として小学校を開放する生涯学習開放、学校建設予定地の有効活用の観点から学校教育及び市民の活動に利用している学校体育センターの各運營業務を本市から受託して実施した。平成29年度の参加者数等の状況は第 6表のとおりである。また、中津川・稲武野外教育センターで行われる市内小・中・特別支援学校の児童・生徒の野外教育活動が円滑に運営されるよう、参加者のバス輸送及び給食供給事業等を行った。

第 6表 参加者数等の状況

区 分	参加者数、利用者数
	人
トワイライトスクール（204校）	1,972,404
トワイライトルーム（41校）	576,021
生涯学習開放（27校）	262,116
学校体育センター（3箇所）	287,796

(8) 学校給食の物資調達及び食育の推進

市内における学校給食の円滑な実施、運営及びその発展に寄与するため、学校給食用物資の調達、給食新聞の発行や給食献立を作る親子料理教室の開催など給食を通じた食育の推進を行った。平成29年度における学校給食用物資調達の対象校等は、第 7表のとおりである。

第 7表 学校給食用物資調達の対象

区 分	対 象
小学校（国立学校 1校含む）	262校
特別支援学校、鳴海中学校	6校
稲武野外教育センター	1施設

2 決算状況

平成28年度及び平成29年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、第 8表及び第 9表のとおりである。

第 8表 比較正味財産増減計算書

		平成29年度 平成28年度	平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日	
科 目	平成28年度	平成29年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
①経常収益				
(1) 基本財産運用益	348	382	34	109.9
(2) 特定資産運用益	1,565	1,282	△ 282	81.9
(3) 受取会費	5,238	5,238	0	100
(4) 受取受託金	2,452,695	2,481,845	29,150	101.2
(5) 受取指定管理料	1,646,857	1,619,975	△ 26,881	98.4
(6) 受取利用料金	1,752,037	1,707,073	△ 44,964	97.4
(7) 事業収益	5,845,034	5,828,057	△ 16,977	99.7
(8) 受取補助金等	222,192	225,422	3,229	101.5
(9) 受取負担金	17,749	8,265	△ 9,483	46.6
(10) 雑収益	13,519	13,319	△ 199	98.5
経常収益 計	11,957,237	11,890,863	△ 66,373	99.4
②経常費用				
(1) 事業費	11,866,686	11,892,720	26,034	100.2
(2) 管理費	20,959	21,956	996	104.8
経常費用 計	11,887,646	11,914,676	27,030	100.2
評価損益等調整前当期経常増減額	69,591	△ 23,813	△ 93,404	△ 34.2
評価損益等計	△ 2,296	△ 2,342	△ 46	102.0
当期経常増減額	67,295	△ 26,155	△ 93,450	△ 38.9
2 経常外増減の部				
①経常外収益				
経常外収益 計	—	—	—	—
②経常外費用				
経常外費用 計	—	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—	—
他会計振替額	—	—	—	—
当期一般正味財産増減額	67,295	△ 26,155	△ 93,450	△ 38.9
一般正味財産期首残高	1,125,781	1,189,316	63,535	105.6
一般正味財産期末残高	1,189,316	1,163,160	△ 26,155	97.8
II 指定正味財産増減の部				
(1) 基本財産運用益	348	382	34	109.9
一般正味財産への振替額	△ 348	△ 382	△ 34	109.9
当期指定正味財産増減額	—	—	—	—
指定正味財産期首残高	120,000	120,000	—	100
指定正味財産期末残高	120,000	120,000	—	100
III 正味財産期末残高	1,309,316	1,283,160	△ 26,155	98.0

第 9表 比較貸借対照表

科 目	平成29年度 平成28年度		平成30年 3月31日現在 平成29年 3月31日現在	
	平成28年度	平成29年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金（現金）	5,703	10,346	4,642	181.4
現金預金（普通預金）	1,725,995	1,769,830	43,835	102.5
未収金	391,394	345,384	△ 46,010	88.2
前払金	8,210	9,870	1,660	120.2
棚卸資産（商品）	3,540	3,496	△ 43	98.8
流動資産合計	2,134,844	2,138,928	4,083	100.2
2 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	119,867	119,766	△ 100	99.9
基本財産引当預金	132	233	100	175.9
基本財産合計	120,000	120,000	0	100
(2) 特定資産				
退職給付引当預金	481,532	567,922	86,389	117.9
退職給付引当有価証券	192,702	91,956	△ 100,745	47.7
退職給付積立預金	52,041	52,041	0	100
退職給付積立有価証券	20,108	20,054	△ 53	99.7
都市間交流スポーツ大会積立預金	1,000	1,500	500	150
生涯学習環境向上事業積立預金	53	0	△ 53	0
特定資産合計	747,438	733,475	△ 13,963	98.1
(3) その他固定資産				
諸準備積立預金	251,562	81,875	△ 169,686	32.5
諸準備積立有価証券	152,596	321,061	168,464	210.4
建物	4,309	4,040	△ 268	93.8
建物附属設備	0	0	0	100
什器備品	229	154	△ 75	67.2
電話加入権	137	137	0	100
リース資産	44,301	33,344	△ 10,956	75.3
その他の固定資産合計	453,137	440,614	△ 12,522	97.2
固定資産合計	1,320,575	1,294,089	△ 26,485	98.0
資産合計	3,455,420	3,433,017	△ 22,402	99.4
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	1,216,699	1,186,583	△ 30,115	97.5
未払金（受託金収入等精算金）	12,886	33,590	20,704	260.7
前受金	106,888	97,809	△ 9,078	91.5
預り金	43,384	65,762	22,377	151.6
賞与引当金	62,384	66,487	4,103	106.6
リース債務	10,671	10,812	140	101.3
流動負債合計	1,452,914	1,461,046	8,131	100.6
2 固定負債				
退職給付引当金	651,647	657,891	6,243	101.0
リース債務	33,349	22,537	△ 10,812	67.6
資産除去債務	8,192	8,381	189	102.3
固定負債合計	693,189	688,810	△ 4,379	99.4
負債合計	2,146,103	2,149,856	3,752	100.2
III 正味財産の部				
1 指定正味財産	120,000	120,000	0	100
（うち基本財産への充当額）	(120,000)	(120,000)	(0)	(100)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)	(—)
2 一般正味財産	1,189,316	1,163,160	△ 26,155	97.8
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)	(—)
（うち特定資産への充当額）	(95,790)	(75,584)	(△ 20,206)	(78.9)
正味財産合計	1,309,316	1,283,160	△ 26,155	98.0
負債及び正味財産合計	3,455,420	3,433,017	△ 22,402	99.4

第2 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出納その他の事務が適正に行われているか、主として平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の事務について監査を実施し、指定管理施設のうち、露橋スポーツセンター、北スポーツセンター、北生涯学習センターについては実地検査を行った。

監査の結果、以下のとおり一部に不適正な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 労使協定に基づく時間外労働の上限の超過について

スポーツ協会は、労働基準法第36条に基づき事業所ごとに労使協定を締結しており、所定労働時間を超える時間外労働は1日について5時間まで、1箇月について40時間まで、1年について360時間までとし、やむを得ない場合には1日について6時間まで、1箇月について60時間まで時間外労働をさせることができる旨を定めている。

平成29年度の時間外労働の実績について確認したところ、約4分の1の職員について、労使協定で定めた1箇月又は1年の上限を超過していた。

労使協定の内容を遵守するとともに、時間外労働の縮減に取り組まれない。

(2) 退職給付引当金を上回る引当特定資産の計上について

日本公認会計士協会が作成した公益法人会計基準に関する実務指針によると、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものとされており、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産がこれに該当する。

スポーツ協会は、退職給付引当資産として退職給付引当預金及び有価証券を計上しているが、平成29年度末において、対応する負債である退職給付引当金を超える金額を計上していた。

実務指針に基づき、特定資産は必要な金額を計上されたい。

(3) 備品の管理について

備品の管理について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 本市が新たに購入し指定管理者に貸付決定した備品については、教育委員会が定める「指定管理者による備品管理の手引き」に基づき、指定管理者は品名や受入年月日などを記載した備品小票を貼付し、貸付備品の一覧表である「物品関係内訳書」に記載しなければならない。北スポーツセンターにおいて、平成30年 3月に本市が購入し貸し付けたバスケットボールのゴールには、備品小票が貼付されておらず、「物品関係内訳書」への記載もされていなかった。

イ スポーツ協会が所有する備品の管理については、名古屋市における備品管理に準ずる運用を行っており、名古屋市会計規則では、備品について帳票等と照合のうえ年 1回の現物検査を行わなければならない旨が定められている。

スポーツ協会本部におけるスポーツ協会所有の備品について現物検査の実施状況を確認したところ、年 1回実施しているとのことであったが、実施した記録が残されてなかった。

指定管理施設における市からの貸付備品も含め、定められた手続きに基づき備品を適正に管理されたい。

なお、アについては、監査期間中に、備品小票の貼付と物品関係内訳書への記載が行われ、必要な措置が講じられた。

(4) 情報保護について

スポーツ協会では、情報保護要綱において保有する情報の保護及び管理に関して必要な事項を定めており、情報の保護及び管理の状況を自己点検する旨が定められている。

当該点検の状況について確認したところ、実施方法や実施頻度が定められておらず、実施もされていなかった。

自己点検は情報保護に係るリスク対策において重要な手続きであることから、実施方法や実施頻度を要綱に定めたい。また、確実に実施されたい。

第3 教育委員会に対する監査

1 概要

スポーツ協会に対する出資団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、教育委員会所管の財務に関する事務のうち、スポーツ協会に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適正な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、この点に留意されるとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項

備品の管理について

スポーツ協会と締結している「名古屋市生涯学習センターの管理運営にかかる基本協定書」によると、本市は無償で備品をスポーツ協会に貸し付けることができ、スポーツ協会は教育委員会が定める「指定管理者による備品管理の手引き」に基づき管理することとされている。

北生涯学習センターにおける備品の管理状況について確認したところ、市の財務会計総合システムに備品として登録されておらず、スポーツ協会への貸付手続も行われていない書画があった。

定められた手続きを適正に行うとともに、他の生涯学習センターにおいても同様の事例がないかどうか確認をされたい。（生涯学習課）

なお、北生涯学習センターの書画については、市の財務会計総合システムに備品として登録するとともに、スポーツ協会への貸付手続を行い、必要な措置が講じられた。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
(事務所所在地：中区錦三丁目11番13号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年 8月 1日から
平成31年 3月20日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

教育委員会所管の財政援助団体である公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会（以下「幼稚園協会」という。）は名古屋市私立幼稚園相互の提携協力によって、幼児教育の振興及び発展向上に寄与することを目的として、昭和26年 4月 1日に設立された。平成17年 4月に社団法人に移行し、平成25年 4月には、公益法人制度に基づく公益社団法人に移行した。名古屋市内の私立幼稚園をもって組織され、平成30年 3月31日現在の会員数は 153園となっている。

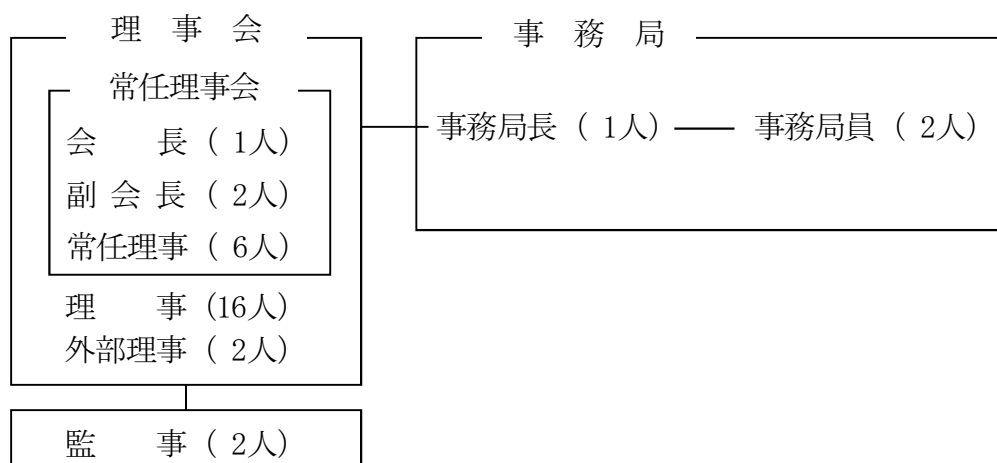
主な事業内容は、①幼児教育の普及、啓発及び情報提供、②幼児教育研修、③家庭教育支援、④幼児教育振興のための助成金事業である。

これらの事業を運営するため、理事会、監事及び事務局が置かれており、事務局の職員数は 3人となっている。機構及び職員配置状況は次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成30年 3月31日現在)



平成28年度及び平成29年度の比較正味財産増減計算書の概要は、第1表のとおりである。

第1表 比較正味財産増減計算書の概要

	平成29年度 平成28年度	平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日		
科 目	平成28年度	平成29年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
経常収益計	81,498	80,550	△947	98.8
経常費用計	82,225	82,164	△60	99.9
当期経常増減額	△ 727	△ 1,614	△ 887	222.1
正味財産期首残高	8,821	8,093	△ 727	91.8
正味財産期末残高	8,093	6,479	△ 1,614	80.1

第2 補助金の交付

平成29年度において、所管局は幼稚園協会に対し、第2表のとおり補助金6,211万円を支出している。各補助金の概要については以下のとおりである。

第 2表 補助金一覧

補助金名	補助金額
名古屋市私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業補助金	千円 61,119
名古屋市私立幼稚園協会研修事業補助金	992
合 計	62,111

1 名古屋市私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業補助金

(1) 目的

市内の私立幼稚園設置者（以下「設置者」という。）及び幼稚園協会が実施する地域の幼児教育を支援する事業の充実を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
1 設置者が実施する事業に対して、幼稚園協会が補助を行う事業 (1) 幼児教育支援員補助事業 (2) 地域子育て支援事業費補助事業	(1) 臨時に雇用する幼児教育支援員の賃金の一部及び幼稚園協会の事務費 (2) 活動費、物品購入費の一部及び幼稚園協会の事務費	49,399千円
2 幼稚園協会が実施する事業 (1) 教員研修事業 (2) 幼児教育研究事業 (3) 幼児教育に関する相談事業	当該事業の実施に要する経費（事務費を含む）	11,720千円

2 名古屋市私立幼稚園協会研修事業補助金

(1) 目的

幼稚園協会が実施する教員の研修事業の充実を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
幼稚園協会が実施する新規採用教員研修事業	講師謝金、会場使用料、旅費、郵送費、消耗品費、その他市長が必要と認める経費	992千円

第3 団体に対する監査

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成29年度（平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日）の事務について監査を実施したが指摘すべき事項はなかった。

第4 教育委員会に対する監査

幼稚園協会に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、教育委員会所管の財務に関する事務のうち、幼稚園協会に対する事務の執行について監査を実施したが指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 一般社団法人名古屋市歯科医師会
(事務所所在地：中区丸の内三丁目 5番18号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年 8月 1日から
平成31年 4月15日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

健康福祉局所管の財政援助団体である一般社団法人名古屋市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）は、医道の高揚・歯科医学及び歯科医術の進歩発達並びに公衆衛生の普及向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的として、昭和37年 2月に設立され、平成30年 3月31日現在の会員数は 1,383人となっている。

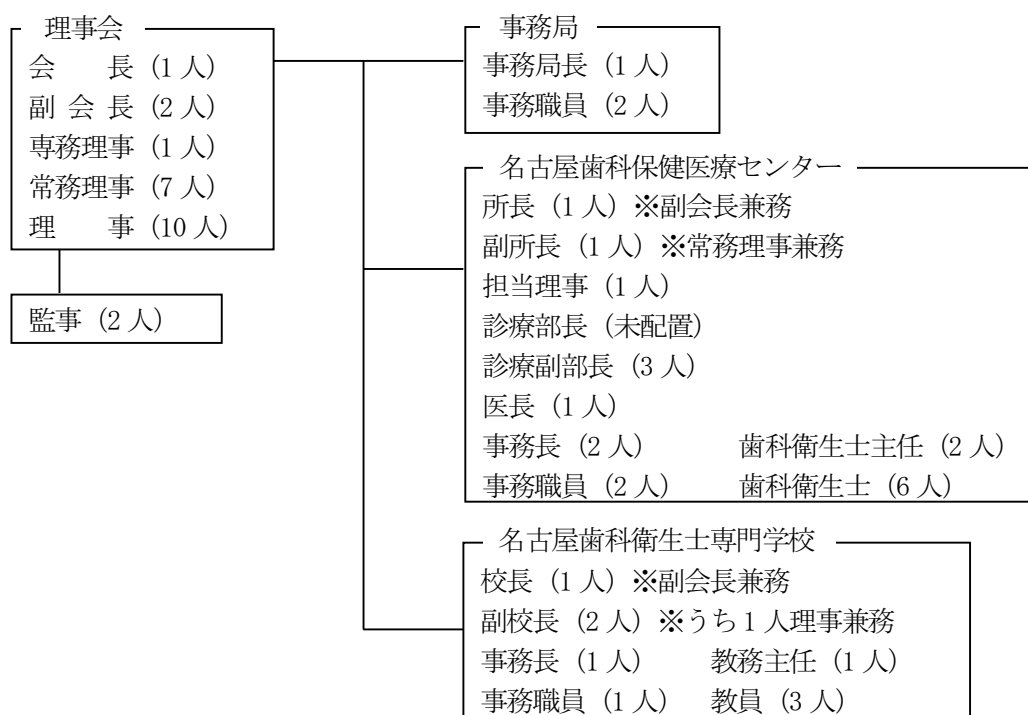
事業内容は、①医道の高揚、②歯科医学及び歯科医術の進歩発達、③公衆衛生の普及向上、④歯科医療の普及向上、⑤歯科医事衛生の研究及び調査、⑥歯科医師の補習教育、⑦歯科医業の合理化、⑧会員の共済及び福祉、⑨国民健康保険の円滑な運営の助長、⑩歯科衛生士の養成及び教育、⑪障がい者の口腔の健康、⑫その他歯科医師会の目的を達成するために必要な事業である。

これらの事業を運営するため、理事会、事務局、名古屋歯科保健医療センター及び名古屋歯科衛生士専門学校が置かれ、職員数は18人である。歯科医師会の機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では、万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成30年 3月31日現在)



歯科医師会の会計は一般会計と特別会計に区分され、特別会計は、福祉共済特別会計、名古屋歯科保健医療センター（障害者歯科診療）特別会計、名古屋歯科保健医療センター（休日急病歯科診療）特別会計、名古屋歯科衛生士専門学校特別会計に区分して経理されており、平成29年度の収入及び支出の決算額は、第1表のとおりである。

第1表 収支決算額

区分	収入決算額	支出決算額	収支差額
	千円	千円	千円
一般会計	212,689	207,533	5,156
福祉共済特別会計	27,845	19,567	8,277
名古屋歯科保健医療センター （障害者歯科診療）特別会計	259,182	259,182	0
名古屋歯科保健医療センター （休日急病歯科診療）特別会計	20,369	20,583	△214
名古屋歯科衛生士専門学校 特別会計	109,924	99,292	10,631
計	630,011	606,159	23,851

第2 補助金の交付

平成29年度において、所管局は歯科医師会に対し、第2表のとおり補助金1億4,575万円を支出している。各補助金の概要については以下のとおりである。

第2表 補助金一覧

補助金名	補助金額
	千円
名古屋歯科保健医療センター障害者歯科診療事業補助金	129,488
名古屋歯科保健医療センター休日急病歯科診療事業補助金	12,199
名古屋市福祉医療事業に関する医療関係団体への補助金	2,889
名古屋市国民健康保険関係事業助成金	1,032
名古屋市歯科医師会歯と口の1日健康センター事業補助金	100
結核健康診断費補助金	45
計	145,754

1 名古屋歯科保健医療センター障害者歯科診療事業補助金

(1) 目的

地域で診療が困難な障害児・者を対象に実施する障害者歯科診療事業の安定的な運営を図ることにより、障害児・者の福祉の増進に努めることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
名古屋歯科保健医療センター 障害者歯科診療事業	当該事業の運営に要する 人件費及び運営費	129,488千円

2 名古屋歯科保健医療センター休日急病歯科診療事業補助金

(1) 目的

休日における歯科救急患者の歯科医療を確保することにより、本市の救急医療一次体制の強化を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
名古屋歯科保健医療センター 休日急病歯科診療事業	当該事業の実施に要する 経費	12,199 千円

3 名古屋市福祉医療事業に関する医療関係団体への補助金

(1) 目的

医療関係団体が行う周知・広報等の事業を補助することにより、医療費助成制度や福祉給付金などの本市が実施する福祉医療費助成制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
本市福祉医療費助成制度に関して傘下会員、 市民等に行う制度周知及び広報活動事業	事業に要する 経費	2,889 千円
その他、本市福祉医療費助成制度の適正又は 円滑な運営に資する事業		

4 国民健康保険関係事業助成金

(1) 目的

歯科医師会及び一般社団法人名古屋市薬剤師会が行う国民健康保険関係事業を推進することにより、国民健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
会員を通じて行う被保険者に対する保健 指導及び制度普及事業	事業に要する経費	1,032 千円
医療保険制度の改正等に対応する医療保 険事務の指導研修及び会員に対する制度 周知等の事業		

5 名古屋市歯科医師会歯と口の 1日健康センター事業補助金

(1) 目的

歯科医師会が行う歯と口の 1日健康センター事業を補助することにより、本市公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
名古屋市歯科医師会が実施する歯と口の 1日健康センター事業	事業に関し、健康相談、口腔衛生指導及び普及啓発に要する経費、事業を円滑に推進するために必要な会議に要する経費	100 千円

6 結核健康診断費補助金

(1) 目的

名古屋歯科衛生士専門学校が学生に対して行った定期結核健康診断に要した費用を補助することにより、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、学校又は施設の長が行った定期結核健康診断	結核健康診断のために必要な職員手当、報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、公課費	45 千円

第3 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適

正に執行されているかなどについて、主として平成29年度（平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日）の事務について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適正な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

(1) 補助金に係る事業実績報告について

名古屋歯科保健医療センター障害者歯科診療事業補助金（以下「障害者歯科診療事業補助金」という。）については、「名古屋歯科保健医療センター障害者歯科診療事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）において補助対象経費や事業実績報告の提出等を定めている。

歯科医師会が提出した事業実績報告書を確認したところ、補助対象外である各区に置かれている支部への助成金が補助対象に含まれていた。

事業実績の報告は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続であることから、要綱に基づき、補助対象額は正確に算出されたい。

なお、補助対象額を正しく計算した場合でも、補助金の上限額を上回ることから、補助金自体に変更はなかった。

(2) 基金積立額の返還について

要綱によると、障害者歯科診療事業において各年度の収入が支出を上回った場合は、運営安定化基金及び施設設備整備基金に積み立てることとされ、その限度額はそれぞれ 2,000万円であり、当該限度額を超える場合は本市に返還しなければならないとされている。

施設設備整備基金の積立状況について確認したところ、平成29年度末において、積立額が68,012,687円となっており、2,000万円を超えた分は返還されていなかった。

要綱に基づき、速やかに本市に返還されたい。

なお、本件については、返還必要額が歯科医師会から本市に返還された。

第4 健康福祉局に対する監査

1 概要

歯科医師会に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、歯科医師会に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適正な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項

(1) 補助金の精算事務について

歯科医師会に指摘したとおり、障害者歯科診療事業補助金において、補助対象外経費が補助対象に含まれていた。

事業実績の確認は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続であることから、補助金の精算は適正に行われたい。(医療福祉課)

(2) 基金積立額の返還について

平成29年 5月に公表された健康福祉局の定期監査では、障害者歯科診療事業に係る基金の運用状況や収支の内訳について、当局が詳細に把握していなかったことを指摘し、これらを具体的かつ客観的に確認できるよう、平成29年10月に要綱が改正されたところであるが、今回の監査では、歯科医師会に指摘したとおり、平成29年度末において、基金の状況を的確に把握していなかったため、施設設備整備基金の積立額が限度額を大幅に超えていたにも関わらず、所定の返還手続が行われていなかったことは誠に遺憾である。

補助金の適正な執行の観点から、返還必要額については速やかに返還を求めるとともに、今後は定められた手続を確実に実施されたい。(医療福祉課)

なお、本件については、返還必要額が歯科医師会から本市に返還された。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会
(事務所所在地：北区清水四丁目17番 1号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年 8月 1日から
平成31年 4月15日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

健康福祉局所管の財政援助団体である公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）は、名古屋市内の老人クラブ活動の推進を図るとともに、高齢者福祉の増進を図る事業を行うことによって、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として、昭和40年 2月に設立された。設立時の名称は、名古屋市老人クラブ連絡協議会であったが、昭和62年 5月に現在の名称に変更し、平成 7年 4月に社団法人に移行し、平成25年 4月に公益法人制度に基づく公益社団法人に移行している。

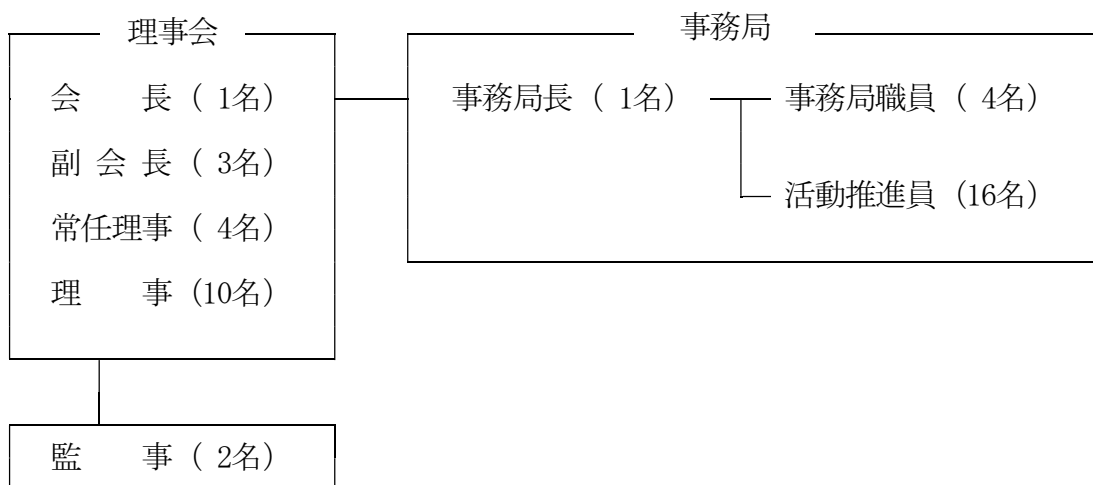
主な事業内容は、①高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業、②高齢者が行う社会参加活動、社会奉仕活動及び友愛訪問活動など地域を豊かにする事業、③老人クラブの組織・活動に関する調査研究及び広報、④老人クラブの育成指導及び老人クラブ指導者の研修である。

これらの事業を運営するため、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は21人となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成30年 3月31日現在)



主に町内会ごとに組織される単位老人クラブ数及び会員数の推移、健康づくり事業及び友愛活動事業の実績は、第 1表、第 2表及び第 3表のとおりである。また、平成28年度及び平成29年度の比較正味財産増減計算書は、第 4表のとおりである。

第 1表 単位老人クラブ数及び会員数の推移

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
単位老人クラブ数	1, 537団体	1, 407団体	1, 358団体
会員数	73, 194人	66, 001人	62, 356人

第 2表 健康づくり事業の実績

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
グラウンドゴルフ大会		146人	152人	149人
シニア・スポーツリーダー研修会		59人	63人	61人
健康づくりウォーキング大会		946人	849人	958人
健康づくりセミナー		425人	423人	412人
ニュースポーツ器具貸出実績	貸出回数	118回	66回	62回
	貸出人数	6, 671人	5, 151人	7, 732人
体力測定器具貸出実績		10回	15回	14回
ニュースポーツ講習会等スポーツ事業		71事業 9, 209人	60事業 9, 000人	67事業 8, 400人

第 3表 友愛活動事業の実績

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
友愛活動班	692班	559班	517班
友愛活動員	1,885人	1,671人	1,549人
訪問延べ回数	32,903回	21,650回	18,575回

第 4表 比較正味財産増減計算書

平成29年度 平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日

平成28年度 平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日

科目	平成28年度	平成29年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
経常収益	104,484	104,256	△228	99.8
経常費用	105,124	104,456	△668	99.4
当期経常増減額	△640	△200	440	31.2
当期経常外増減額	－	284	284	－
一般正味財産期首残高	29,698	29,058	△640	97.8
一般正味財産期末残高	29,058	29,142	84	100.3

第 2 補助金の交付

平成29年度において、所管局は市老連に対し、名古屋市老人クラブ連合会運営等補助金 9,837万円を支出している。補助金の概要については以下のとおりである。

1 目的

市老連が高齢者の生きがいと社会参加活動の推進役として積極的に活動することを支援することにより、本市の高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

2 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業		補助対象経費	補助金額
市老連の運営	運営助成	給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	72,765千円
	活動推進員の設置		
友愛活動事業		同上	10,644千円
健康づくり事業		同上	6,175千円
区老人クラブ連合会活動振興		報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	8,792千円

第3 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、市の補助金が補助目的に沿って適正に執行されているか、主として平成29年度（平成29年 4月 1日～平成30年 3月 31日）の事務について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

2 指摘事項

補助金に係る事業実績報告について

名古屋市老人クラブ連合会運営等補助金については、「名古屋市老人クラブ連合会運営等補助金交付要綱」において補助対象経費や事業実績報告の提出等を定めている。

(1) 友愛活動事業に係る補助金の事業実績報告について

市老連が提出した友愛活動事業に係る事業実績報告書を確認したところ、補助対象外であるセミナーへの参加負担金等が補助対象に含まれていた。

事業実績の報告は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続であることから、要綱に基づき、補助対象額は正確に算出されたい。

なお、補助対象額を正しく計算した場合でも、補助金の上限額を上回ることから、補助金自体に変更はなかった。

(2) 活動推進員の活動費の精算について

市老連では、当該補助金を受け、「公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会活動推進員の活動費の交付要領」等に基づき、各区の活動推進員に対し、職務を遂行するうえで必要な経費を活動費として事前に概算で交付し、精算にあたっては、年度終了後すみやかに、活動費収支記録簿、領収書等を提出させ、支出内容の確認を行っている。

活動推進員が提出した活動費収支記録簿、領収書を確認したところ、購入した品目が領収書に記載されていない事例が見受けられた。

市老連においては、補助金の適正な執行を確保するため、活動推進員に購入した品目が把握できる領収書等を提出させ、支出内容を正確に報告させるよう指導されたい。

第4 健康福祉局に対する監査

1 概要

市老連に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、市老連に対する事務について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適正な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項

補助金の精算事務について

市老連に対して指摘したとおり、名古屋市老人クラブ連合会運営等補助金において、補助対象外経費が補助対象に含まれていた事例及び活動推進員が購入した品目が領収書に記載されていない事例が見受けられた。

事業実績の確認は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続であることから、補助金の精算は適正に行われたい。

また、補助金の適正な執行を確保するため、市老連に支出内容を正確に報告させ、事業実績を正しく把握されたい。

(高齢福祉課)

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 名古屋商工協同組合協会
(事務所所在地：千種区吹上二丁目 6番 3号)

上記団体の所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年 8月 1日から
平成31年 4月19日まで

監 査 結 果

第1 団体の概要

市民経済局所管の財政援助団体である名古屋商工協同組合協会（以下「商工協同組合協会」という。）は中小企業団体の健全なる発展と堅実な運営に資するため、相互の連絡を図ると共に会員の緊密なる結合により事業運営の合理化を図り、中小企業の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的として、昭和22年 8月15日に設立された。名古屋市及び近郊の地域内の事業協同組合等をもって組織され、平成30年 3月31日現在の会員組合数は64組合となっている。

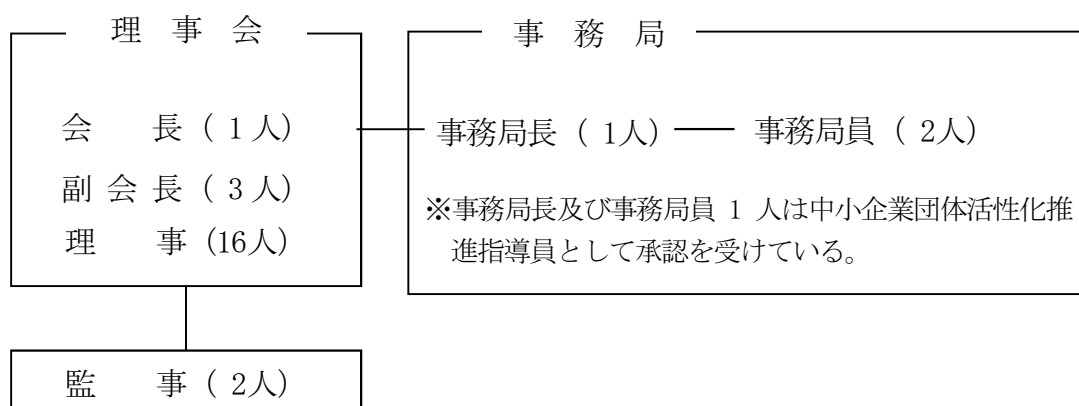
主な事業内容は、①表彰事業、②情報提供事業、③研修・厚生事業、④人材確保PR事業である。

これらの事業を運営するため、理事会、監事及び事務局が置かれており、事務局の職員数は 3人となっている。機構及び職員配置状況は次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(平成30年 3月31日現在)



主な事業の平成29年度の実施実績は第 1表のとおりである。また、平成28年度及び平成29年度の収支決算の概要は、第 2表のとおりである。

第 1表 主な事業の実施実績

区分	実施内容
表彰事業	名古屋市長表彰 (53人)、協会会長表彰 (4人)
情報提供事業	機関誌「協会だより」を発行 (年 4回、各 1,500部)
研修・厚生事業	講演会の開催 (2回)、有料セミナー等の受講料補助、優良企業・施設見学会、厚生旅行の実施
人材確保 P R 事業	多様な就業形態に関する実態アンケート調査の実施

第 2表 収支決算の概要

科 目	平成28年度	平成29年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円		
収入 A	15,343	14,820	△522	96.6
支出 B	15,092	14,378	△714	95.3
収支差額 A－B	250	442	191	176.4

第2 補助金の交付

平成29年度において、所管局は商工協同組合協会に対し、第3表のとおり補助金 1,064万円を支出している。各補助金の概要については以下のとおりである。

第3表 補助金一覧

補助金名	補助金額
	千円
名古屋市中小企業団体活性化推進指導員設置費補助金	8,622
名古屋市中小企業団体指導団体事業補助金	1,490
名古屋市商工業団体振興補助金	528
合 計	10,640

1 名古屋市中小企業団体活性化推進指導員設置費補助金

(1) 目的

市内中小企業団体の指導的団体が行う中小企業団体の育成及び指導を促進することにより、中小企業団体の事業活性化と育成に寄与することを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
中小企業団体の事業活性化と育成のための指導員を設置する事業	指導員にかかる給料、通勤手当、期末手当、超過勤務手当、福利厚生費	8,622千円

2 名古屋市中小企業団体指導団体事業補助金

(1) 目的

市内中小企業団体の指導的団体が行う、中小企業団体への指導事業に要する経費の一部を補助することにより、その活動の円滑化を図り、本市中小企業者を振興することを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
中小企業団体振興のための事業	事務費（臨時職員人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費）、事務室借上料	1,490千円

3 名古屋市商工業団体振興補助金

(1) 目的

市内の商工業団体が行う各種事業に要する経費の一部を補助することにより、本市の中小企業及び中小商工業者の振興を図るとともに、活気と魅力ある商業地づくりに寄与することを目的とする。

(2) 補助対象事業、経費及び補助金額

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
内部人材育成事業	会場借上料、講師手当、教材費	28千円
人材確保PR事業	臨時職員費、会場借上料、委員等謝金、印刷製本費、消耗品費、役務費、委託料	500千円

第3 団体に対する監査

1 概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の事務について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適正な事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、この点に留意されたい。

2 指摘事項

補助金に係る事業実績報告について

名古屋市中小企業団体指導団体事業補助金については、「名古屋市中小企業団体指導団体事業補助金交付要綱」において補助対象経費や事業報告の提出等

を定めている。

当該補助金の事業実績報告書及び対象経費に係る領収書について確認したところ、補助対象外である他団体への加盟年会費及び正規職員の健康診断に係る経費が補助対象に含まれていた。

事業実績の報告は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続であることから、要綱に基づき、補助対象額は正確に算出されたい。

なお、補助対象経費を正しく計算した場合でも、補助金の上限額を上回ることから、補助金額自体に変更はなかった。

第4 市民経済局に対する監査

1 概要

商工協同組合協会に対する財政援助団体監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、商工協同組合協会に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適正な事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、この点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項

補助金の精算事務について

商工協同組合協会に対して指摘したとおり、名古屋市中小企業団体指導団体事業補助金において、補助対象外経費が補助対象に含まれていた。

事業実績の確認は、公金支出が適正かどうかを判断する重要な手続であることから、補助金の精算は適正に行われたい。 (中小企業振興センター)

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 社会福祉法人名古屋厚生会
(事務所所在地：西区栄生一丁目 2番 2号)

上記団体の事業に関係する所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年10月 5日から
平成31年 3月19日まで

監 査 結 果

(社会福祉法人名古屋厚生会分)

第1 指定管理業務の概要

1 公の施設の概要

本市では、名古屋市児童福祉施設条例に基づき公の施設である母子生活支援施設名古屋市五条荘（以下「五条荘」という。）を設置している。五条荘の所管は子ども青少年局であり、その概要は第1表のとおりである。

第1表 公の施設の概要

名 称	名古屋市五条荘
所 在 地	南区五条町三丁目 1番地
種 別	母子生活支援施設
開設年月	昭和25年 4月（昭和44年 4月に現在地へ移転）
主な施設	居室30室、事務室、保育室、図書室、学童室、カウンセリングルーム、面接室、医務室、屋上プール（児童用）

2 業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、社会福祉法人名古屋厚生会（以下「名古屋厚生会」という。）を、平成22年 4月 1日から五条荘の指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成30年 4月 1日から平成40年 3月31日まで）。

指定管理者の主な業務の範囲は、①入所者の保護及び生活支援に関すること、②五条荘の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関することなどであり、名古屋厚生会は五条荘の管理運営のため、第 2表のとおり職員を配置している。

第 2表 職員配置（平成30年 3月31日現在）

施設長 1名、母子支援員 4名、少年指導員兼事務員 5名、 個別対応職員 1名、調理員等 1名、心理療法担当職員 4名、嘱託医 1名 合計17名
--

3 事業状況

五条荘における世帯数の状況は第 3表のとおりである。

第 3表 世帯数の状況（定員30世帯）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年度当初世帯数	22	26	25
入所世帯数	12	10	9
退所世帯数	8	11	9
年度末世帯数	26	25	25

4 収支状況

平成29年度において、本市は名古屋厚生会に対し、指定管理料 9,385万円を支出している。子ども青少年局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第 4表のとおりである。

第 4 表 五条荘の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	93,855	事業費	84,326
その他収入	1,942	(人件費を含む。)	
収入合計	95,797	支出合計	84,326

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第 2 監査結果の概要

五条荘の指定管理者である名古屋厚生会について、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(子ども青少年局関係分)

第 1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、子ども青少年局所管の財務に関する事務のうち、名古屋厚生会に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会
(事務所所在地：名東区にじが丘 3丁目17番地)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年10月 5日から
平成31年 3月19日まで

監 査 結 果

(公益財団法人名古屋市千種母子福祉協会分)

第1 指定管理業務の概要

1 公の施設の概要

本市では、名古屋市児童福祉施設条例に基づき公の施設である母子生活支援施設名古屋市にじが丘荘（以下「にじが丘荘」という。）を設置している。にじが丘荘の所管は子ども青少年局であり、その概要は第1表のとおりである。

第1表 公の施設の概要

名 称	名古屋市にじが丘荘
所 在 地	名東区にじが丘 3丁目17番地
種 別	母子生活支援施設
開設年月	昭和30年 1月（昭和46年 6月に現在地へ移転）
主な施設	居室35室、共同設備（浴室、シャワー室、トイレ）、娯楽室（学習室）、集会室、保育室、事務室

2 業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、公益財団法人名古屋千種母子福祉協会（以下「千種母子福祉協会」という。）を、平成18年 4月 1日よりにじが丘荘の指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成30年 4月 1日から平成40年 3月31日まで）。

指定管理者の主な業務の範囲は、①入所者の保護及び生活支援に関すること、②にじが丘荘の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関することなどであり、千種母子福祉協会はにじが丘荘の管理運営のため、第 2表のとおり職員を配置している。

第 2表 職員配置（平成30年 3月31日現在）

施設長 1名、母子支援員 5名、少年指導員兼事務員 5名、 個別対応職員 1名、調理員等 2名、心理療法担当職員 2名、嘱託医 1名、 事務員 1名、保育士 1名	合計19名
---	-------

3 事業状況

にじが丘荘における世帯数の状況は第 3表のとおりである。

第 3表 世帯数の状況（定員35世帯）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年度当初世帯数	27	28	27
入所世帯数	16	12	14
退所世帯数	15	13	16
年度末世帯数	28	27	25

4 収支状況

平成29年度において、本市は千種母子福祉協会に対し、指定管理料 9,706万円を支出している。子ども青少年局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第 4 表のとおりである。

第 4 表 にじが丘荘の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	97,062	事業費	99,107
その他収入	2,111	(人件費を含む。)	
収入合計	99,173	支出合計	99,107

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第 2 監査結果の概要

にじが丘荘の指定管理者である千種母子福祉協会について、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(子ども青少年局関係分)

第 1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、子ども青少年局所管の財務に関する事務のうち、千種母子福祉協会に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 名古屋ユースクエア共同事業体
(事務所所在地：南区東又兵衛町 5丁目 1番地の16号)

上記団体の事業に関係する所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成30年10月 5日から
平成31年 3月19日まで

監 査 結 果

(名古屋ユースクエア共同事業体分)

第1 指定管理業務の概要

1 公の施設の概要

本市では、名古屋市青少年交流プラザ条例に基づき公の施設である名古屋市青少年交流プラザ（以下「交流プラザ本館」という。）及びこの分館である青少年宿泊センター（以下「交流プラザ分館」という。）を設置している。交流プラザ本館及び交流プラザ分館の所管は子ども青少年局であり、その概要は第 1-1表及び 1-2表のとおりである。

第 1-1表 公の施設（交流プラザ本館）の概要

名 称	名古屋市青少年交流プラザ
所 在 地	北区柳原三丁目 6番 8号
開設年月	平成19年 7月
主な施設	プレイルーム 1室、活動室 4室、 ミーティングルーム 2室、音楽スタジオ 2室、駐車場

主な使用料	プレイルーム	1日利用	9,200円(18,400円)
	活動室	1日利用	3,000円～ 6,000円 (6,000円～12,000円)
	ミーティング ルーム	1日利用	1,600円(3,200円)
	音楽スタジオ	2時間	300円(700円)

(注) 括弧内の使用料は、青少年の活動・育成以外の目的で使用する場合の使用料である。

第 1-2表 公の施設（交流プラザ分館）の概要

名 称	名古屋市青少年宿泊センター		
所 在 地	緑区大高町字蝮池 4番地の 6		
開設年月	昭和58年 6月		
主な施設	宿泊施設15部屋、体育室、プレイルーム、活動室 2室、音楽室 2室、和室12室、教室 4室、駐車場		
主な使用料	宿泊使用	14歳以下	無料
	(1泊)	15歳以上29歳以下	600円
		30歳以上	1,900円
	体育室	1日利用	7,800円～19,400円
	プレイルーム	1日利用	9,000円～17,400円
	活動室	1日利用	3,900円～ 6,000円
	音楽室	1日利用	3,100円～ 4,900円
	教室	1日利用	1,900円～ 3,900円

2 業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、名古屋ユースクエア共同事業体（以下「ユースクエア共同事業体」という。）^(注)を、交流プラザ本館及び交流プラザ分館の指定管理者に指定している（指定期間は平成 29年 4月 1日から平成33年 3月31日）。

(注)ユースクエア共同事業体の構成団体：

公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会、特定非営利活動法人 I C D S、
特定非営利活動法人子ども&まちネット

指定管理者の主な業務の範囲は、①青少年の社会参加体験活動その他体験活動の促進等に関する事、②施設の使用の許可に関する事、③施設の使用料の徴収に関する事、④施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事などであり、ユースクエア共同事業体は交流プラザ本館及び交流プラザ分館の管理運営のため、第 2 表のとおり職員を配置している。

第 2 表 職員配置（平成30年 3月31日現在）

総括管理責任者 1人、副総括管理責任者 2人、事業担当者 6人、 事務担当者18人、コーディネーター 3人	合計30人
--	-------

3 事業状況

交流プラザ本館においては、施設が青少年にとっての居場所となるよう、オープンスペースにおいて「ギターやってみよマイスター講座」などを開催している。

さらに、高校生以上が主体となり「青少年交流プラザ企画委員会」を開催し、「ユースクエアまるごとフェスティバル」等イベントの企画運営を行い、主体的に社会参画する青少年の育成に取り組んでいる。

交流プラザ分館では、小中学生を対象とした 1泊 2日の「宿泊体験事業」において、高校生らが講師となり一緒に自由研究に取り組む合宿などの事業を行い、協調性を育み、自立を促す支援を行っている。

また、交流プラザ本館及び交流プラザ分館の利用状況の推移は第 3-1表及び第 3-2表のとおりである。

第 3-1表 交流プラザ本館の利用者数の推移

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率
	人	%	人	%	人	%
プレイルーム	27,198	78.3	24,297	73.2	25,810	75.1
活動室	39,095	74.6	37,799	75.1	38,140	74.7
ミーティング ルーム	11,803	65.4	11,257	63.8	10,607	63.7
音楽スタジオ	9,855	63.8	10,642	65.9	9,814	67.0
合計	87,951	70.7	83,995	70.8	84,371	70.9

(注) 利用者数には、全館を開放して行うイベントの利用者は含んでいない。

第 3-2表 交流プラザ分館の利用者数の推移

区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	利用率
		人	%	人	%	人	%
宿泊使用		11,439	37.5	11,205	38.5	10,662	37.4
研修室	体育室	19,397	82.5	19,587	79.5	19,727	84.0
	プレイ ルーム	15,708	52.8	16,561	56.3	16,783	60.2
	活動室	13,650	46.0	14,270	44.1	13,420	45.2
	音楽室	3,485	25.9	3,578	23.8	4,590	28.2
	教室	15,763	33.8	16,169	33.1	19,162	33.1
	和室	0	－	0	－	245	－
	野外炊飯 施設	3,222	－	3,591	－	3,030	－
	合計	71,225	41.4	73,756	40.4	76,957	42.3

4 収支状況

平成29年度において、本市はユースクエア共同事業体に対し、指定管理料 1億7,651万円を支出している。子ども青少年局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第4表のとおりである。

第4表 交流プラザ本館及び交流プラザ分館の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	176,510	管理運営費	174,464
その他収入	1,052	(人件費を含む。)	
収入合計	177,562	支出合計	174,464

(注)文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第2 監査結果の概要

交流プラザ本館及び交流プラザ分館の指定管理者であるユースクエア共同事業体について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(子ども青少年局関係分)

第1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、子ども青少年局所管の財務に関する事務のうち、ユースクエア共同事業体に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

名古屋市議会正副議長の人事異動

丹羽ひろし議長は令和元年 5月14日選挙された。

岡本やすひろ副議長は令和元年 5月14日選挙された。

特別職人事異動

令和元年 5 月 16 日付

監査委員任命	(市会議員)	中 里 高 之
監査委員任命	(市会議員)	橋 本 ひろき

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和元年 5 月17日懲戒処分に付した。

令和元年 5月17日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局電車運輸主事	免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号